

令和元年

第2回定例会

会 議 録

令和元年6月13日

令和元年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

令和元年6月13日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 5 一 般 質 問
-
- 日程第 6 承認第 1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 日程第 7 承認第 2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 3号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 4号 平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処
分の承認を求めることについて
-
- 日程第10 報告第 1号 平成30年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第 2号 出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について
-
- 日程第12 議案第 1号 江差町総合計画策定条例の制定について
- 日程第13 議案第 2号 江差町森林環境譲与税基金条例の制定について
-
- 日程第14 議案第 3号 投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 4号 江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について
-
- 日程第16 議案第 5号 江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について

| | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 7 | 議案第 6 号 | 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 号 | 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 号 | 令和元年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 0 | 議案第 9 号 | 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 0 号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 1 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 2 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 5 号 | 財産の取得について |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 6 号 | 財産の取得について |
| 日程第 2 8 | 発議第 1 号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について |
| 日程第 2 9 | 発議第 2 号 | 2 0 1 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について |
| 日程第 3 0 | 発議第 3 号 | 2 0 2 0 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 3 1 | 発議第 4 号 | 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について |
| 日程第 3 2 | 発議第 5 号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について |
| 日程第 3 3 | 発議第 6 号 | 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書の提出について |
| 日程第 3 4 | 発議第 7 号 | 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書の提出について |
| 日程第 3 5 | 発議第 8 号 | 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について |
| 日程第 3 6 | 発議第 9 号 | 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出について |

- 日程第 3 7 発議第 1 0 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書の提出について
- 日程第 3 8 発議第 1 1 号 「給食費の無償化」を求める意見書の提出について
- 日程第 3 9 発議第 1 2 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第 4 0 発議第 1 3 号 特別支援学級の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について
- 日程第 4 1 発議第 1 4 号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第 4 2 発議第 1 5 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 4 3 発議第 1 6 号 子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書の提出について
- 日程第 4 4 発議第 1 7 号 議員の派遣について

◎ 出席議員（11名）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 長 | 打 | 越 | 東 | 亜 | 夫 |
| 議 | 員 | 薄 | 木 | 晴 | 午 | |
| 〃 | | 飯 | 田 | 隆 | 一 | |
| 〃 | | 室 | 井 | 正 | 行 | |
| 〃 | | 萩 | 原 | | 徹 | |
| 〃 | | 小 | 梅 | 洋 | 子 | |
| 〃 | | 塚 | 本 | | 眞 | |
| 〃 | | 西 | 海 | 谷 | 望 | |
| 〃 | | 若 | 山 | 明 | 廣 | |
| 〃 | | 小 | 野 | 寺 | 眞 | |
| 〃 | | 小 | 林 | く | に | こ |

◎ 欠席議員（1名）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 副 | 議 | 長 | 小 | 笠 | 原 | 淳 | 夫 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

◎ 出席説明者

| | | |
|------------|---|--------|
| 町 | 長 | 照井 誉之介 |
| 副町 | 長 | 田畑 明 |
| 教育 | 長 | 太田 誠 |
| 総務課 | 長 | 木村 晃 |
| まちづくり推進課 | 長 | 出崎 雄司 |
| 財政課 | 長 | 斉藤 敏己 |
| 税務課 | 長 | 安田 克臣 |
| 町民福祉課 | 長 | 岸田 礼治 |
| 健康推進課 | 長 | 白鳥 智子 |
| 産業振興課 | 長 | 大杉 則明 |
| 追分観光課 | 長 | 尾山 徹 |
| 建設水道課 | 長 | 岸田 雄治 |
| 高齢あんしん課 | 長 | 梅川 年代 |
| 出納室 | 長 | 岸田 真由美 |
| 学校教育課 | 長 | 中川 智 |
| 社会教育課 | 長 | 大坂 敏文 |
| 総務課主幹 | | 畑 竜哉 |
| まちづくり推進課主幹 | | 長尾 恵一 |

(議会事務局)

| | | |
|---|---|-------|
| 局 | 長 | 清水 直樹 |
| 書 | 記 | 森 直彦 |

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和元年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番、若山議員、6番、小梅議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会、会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

はい。議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、5月27日、6月4日の2日間、委員会を開催し、委員出席のもと理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、承認4件、報告2件、条例制定が2件、条例改正が5件、補正予算が1件、その他が8件、議員発議17件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえまして、会期を本日13日から14日の2日間とし、一般質問については、これまでと同様に一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言は、厳に慎むようお願い致します。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質問は答弁については、演台により行い、再、再、再質問以降は、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと。また理事者においては議員から質問に対し、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決

定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管の事務調査の報告について、平成30年第4回定例会、発議第9号、子育て支援に関する事務調査についてを議題と致します。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小林委員長」

議長。

(議長)

「小林委員長」。

「小林委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小林委員長」(報告)

社会文教常任委員会委員会調査報告について、本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告致します。

1、調査事件。平成30年第4回定例会、発議第9号、子育て支援に関する事務調査

2、調査期日については、以下のとおりであります。

3、調査の結果。子ども達は、次の世代を担う地域の宝である。人口減少社会の中において、子どもを産み育てる保護者に対して、江差町に住んで良かったと実感でき、子ども達の笑顔があふれるまちづくりが重要と考える。そして、江差町に定住して頂く町を目指すことは重要施策と考える。平成32年度に第2期子ども子育て支援事業の策定の時期を迎えることも踏まえ、本委員会では子育て支援に関する事務調査を立ち上げた。これらの調査結果について、次のとおり意見を付して提出する。

意見。1、保育所の中には、築47年を迎える老朽化施設があり、子育て環境として厳しい状況となっており、改築を含めた総合的な保育所施設の運営の在り方を検討すべき

である。

2、保護者の断続的な就労・通院・冠婚葬祭等による一時的に子どもの保育が困難になった場合等の一時保育を検討すべきである。

3、民間のボランティアサークルによる育児サークルは、保護者の交流や幼児の遊び場として大きな役割を果たしているが、人手不足や育児スペース不足・遊具不足等の課題を抱え、開催日数も限られており、町で運営している子育て支援センターと連携した、未就学の家庭保育をしている保護者と子どもの集える広場対策が必要である。

4、学童保育に際して、町立学童保育所に新たな支援員、補助員を配置し、預かり時間の延長を実施することは、保護者からの要望が強く、早期の実施を期待したい。しかし、一部民間にて開設されている施設では、施設の老朽化が著しく、児童の保育環境に支障をきたしており、早期の改善が求められる。

5、全国的に児童虐待が問題となっている、現時点において、江差町においては、児童虐待は確認されていないが、子ども虐待に対する声をすくい上げる機関として、一時的には学校や医療機関であるが、それ以外の児童福祉関係機関にも通報できるような対策を講じていく必要がある。

6、民間の医療法人、医療法人内での病児病後保育サービスを実施している市もあり、子どものみならず、父母に対する就労支援にもなっている。江差町としても、今後の検討課題としていく必要がある。

以上であります。

続いて、調査事件、平成31年代1回定例会発議第6号、北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査について、報告致します。

調査期日については、以下のとおりでございます。

調査の経緯と結果。北海道指定有形民俗文化財横山家横山敬三氏が逝去され、昨年5月より横山家が休館の状態に、状態であるが江差町における重要な文化財であること、また、江差町民からも早期の開館を求める意見も出されている。このことを受けて、本委員会では、北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査を立ち上げた。

意見。1、教育委員会を中心に、横山家相続代表者である、横山弘氏と、横山家再開に向けた協議が、電話対応も含め多数回に上り協議がされているにも関わらず、未だ合意に至っていないことは、双方において課題の整理がなされていないと考える。

また、口頭での協議では難しい側面もあり、書面での協議を重ねることが望ましい。

2、横山弘氏からは、横山家が今後は国指定の文化財として保存されるよう、町としての方向性が示されることを最優先に希望されている。相続は完了していないが、歴史的な文化財としての重要性を鑑み、保護と活用の観点からも、これを未来に残すための町としての考え方や、行政としてできる支援策を早急に検討し、これを明確に提示することが必要と考える。

3、横山家の建物自体の老朽化がかなり進行している。特にハネダシ部分に傷みが大

きく、早期の補修等の手立てをしなければ損壊する懸念がある。重要な歴史を今に伝える横山家の保護、保存をすることは最重点課題として、横山家相続権者と町における協議の早期の進展を望むものである。

以上で、ございます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

子育て支援に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承する、したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決しました。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。直ちに採決致します。北海道指定有形民俗文化財横山家に、状況に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、平成29年度、第3回定例会、発議第10号、議会運営委員会に関する事務調査についてを議題と致します。

提案理由については、所管の議会運営委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

はい、議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会から、事務調査の報告を行います。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告致します。

1、調査事件。平成29年第3回定例会、発議第10号、議会運営に関する事務調査。

2、調査期日。以下のとおりで、下記のとおりであります。

3番、調査の目的と経緯、結果。江差町議会の議会運営に関して、これまで議会活性化対策に関する特別委員会、平成19年12月発議での論議や議会運営委員会での論議を逐次、進めてきており、この間、江差町議会独自のホームページの作成、本会議での一般質問の一問一答方式、町民と議会との対話集会、平成24年4月の開催など、行ってきました。江差町の高齢化、人口減少が急速に進む中で、これからの江差の町づくり

に、これまで以上に議会での活発な論議や、議会、議員の調査活動が望まれてきており、一方で議会、行政、町民が力を合せて、この行政課題に立ち向かって行くためにも、議会が町民にとっても魅力あるものにしていかなければならない。ということです。

で、今回の事務調査では、その観点から議員の論議を深める上で、全員協議会のあり方はどうか。議員間の自由討議が必要ではないか。などの論議を進め。また、先進的にこれらに取り組んできた、福島町議会を視察し、福島町議会の議長等々と意見交換をして参りました。

また、事務調査と並行して、定例議会後、毎に議会の進行上で、具体的事案について、改善が必要ないかどうか、振り返り作業を行って参りました。議会運営に関すること。議会活性化の問題は、議員全体に関することでもあるので、議員全員協議会の中で、議会運営委員会の事務調査の途中経過を報告もし、論議も深めてきました。議員会でも、議会運営委員会の事務調査の項目に沿った研修会を行い、講師からは、議会の活性化に関する全般的な問題提起もあり、今後の議会運営に、議会議員の活動の在り方についてもおおいに参考になったと思われます。なお、この研修会には、町の管理職の参加もありました。議会運営委員会としては、以上の経過の論議から、下記意見をまとめました。

7月には、我々議員の改選があり、具体的な取り扱いについては、次期の議会と議会運営委員会に、委ねることになるということになります。これらの、調査結果については、次のとおり意見を付して、提出致します。

意見。1、員協議会のあり方について。他の自治体事例も参考にしながら、要項等を策定し、より円滑で活発な全員協議会を進めるべきと考える。

その際、特定の重要課題に対する議員間の意見交換や自由討議のあり方など、検討すべき課題である。

2つ目。一般質問答弁事項の追跡調査・追跡質問・議会報告について。この、一般質問答弁事項の追跡調査や追跡質問、議会報告会については、議員会の議員研修会においても、有効性は議員間で認識は一致したと思う。引き続き、検討課題と考える。

3つ目。具体的事例検討から。

①陳情書の取り扱いについて。会議規則以外に、取り扱いについて要項等がない。議会に提出された陳情書で特に行政に対する具体的な要望等については、要綱等の策定が望まれる。

②連合審査会について。江差町の議会では、初めてと思われる連合審査会がこの間、検討されてきたが、まちづくりに関して2つの常任委員会に関わる事例が、これからも想定され、要綱等の整備が望まれる。

以上で、あります。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議会運営委員会に関する事務調査について、委員長の報告のとおり了承することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出について議題と致します。

各常任委員会から特別委員会から、議会規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (行政報告)

始めに、平成30年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

平成30年度の各会計につきましては、5月末をもって出納閉鎖を致しましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額54億3,733万5千円に対し、歳出総額53億4,419万3千円、歳入歳出差引9,314万2千円となりました。このうち、繰越明許費の繰越により、翌年度へ繰り越すべき財源として、63万8千円を差し引いた後の実質収支が、9,250万4千円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、4,700万円を財政調整基金に積立し、残額4,550万4千円は平成31年度に繰越致しました。

これにより、平成30年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、25億5,981万円となりました。

なお、平成30年度予算におきましては、財源不足のため財政調整基金から2億円を繰入することとしていましたが、歳入の面では、町税収入や地方交付税、交付額が予算を上回った、上回ったこと、歳出の面では、各種建設事業や特別会計への繰出で、などで執行残が生じたことなどにより、財政調整基金からの繰入を行わない決算見込みとしております。

以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

次に、平成30年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

平成30年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算を致しましたので、その概要についてご報告申し上げます。

当年度の損益計算において、営業収益で2億7,017万2千円、営業費用では2億8,207万5千円となり、1,190万3千円の営業損失となるものです。また、営

業外収益は1億7,253万9千円、営業外費用では6,490万6千円となり、1億763万3千円の利益を生じ、営業損失合わせて、9,573万円の経常利益となります。これに特別損失18万7千円を加え、当年度純利益は9,554万3千円となるものであります。本決算により、平成30年度末の欠損処理額は8,620万5千円となります。また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

始めに、平成31年3月20日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ会長、滝沢富人様より、青少年健全育成事業の一環として、町内の新入学児童へと60組のノート・鉛筆の学用品のご寄贈がありました。元気に初登校した入学式当日に、子どもたちに配布をさせていただきました。

次に、平成31年4月2日、千歳市在住の絵本作家、千葉千恵子様より、児童生徒の情操教育の一環として絵本9冊、時価1万692円のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました絵本につきましては、早速、保育園、幼稚園、小学校などで活用させて頂いております。

以上のご寄附があったことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で行政報告が終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

本定例会の一般質問はお手元に配付のとおり、5名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

まず、塚本議員の発言を許可いたします。

「塚本議員」

はい。

(議長)

「塚本議員」

「塚本議員」

令和元年の江差町議会第2回定例会、私から2問ほどの質問をさせていただきます。

早速質問事項に入らせて頂きますが、1問目として、子ども子育て家庭の生活実態調査報告書を受けた今後の対応についてお伺いいたします。第1期江差町子ども未来応援計画(江差町子ども貧困対策推進計画)を2020年に向けて策定する計画でありま

す。報告書の中で、ひとり親世帯の生活貧困世帯の割合が非常に高い実態が判明。貧困世帯の支援は喫緊の課題であると考えております。ま、これの本計画が2020年にたてられるということではありますが、各種支援策を計画策定時に合わせながら、当然いろんな支援策を講ずるものと思われませんが、一日も早く、これらの支援策を打ち出していく必要があるというふうに考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

塚本議員の貧困世帯への支援に関する、関わるご質問にお答えいたします。昨年度町が実施した子ども子育て家庭の生活実態調査において、調査世帯、調査対象世帯の11.6パーセント、世帯類型別では、ひとり親世帯の45パーセントが生活貧困世帯に該当する結果となりました。国においては、平成28年度に国民生活基礎調査を実施し、子どもの貧困率は13.9パーセント。ひとり親世帯の貧困率は50.8パーセントと公表しており、当町の実態は全国平均値よりも若干下回った状況にあります。町はこのような子どもの貧困を巡る実態を踏まえ、貧困の状態にある子ども達と支援を結びつける新たな子どもの貧困対策推進計画を、第2期江差町子ども子育て支援事業計画と合わせ、合わせて本年度策定することとしております。議員ご指摘の計画策定に先んじた支援策の実施につきましては、行政のみの支援だけではなく、町内の多様な団体や事業者、教育機関、行政機関等の連携による新たな支援策の構築が必要不可欠なものとして認識しており、今年度において、支援策等を含めた計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。現在、子育て家庭への支援策として、各関係課が取り組んでいる第1期子ども子育て支援事業の推進につきましても、周知並びに相談体制の充実に意を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

「塚本議員」。

「塚本議員」

今ほど、町長からの答弁もありましたが、再度質問させていただきますが、今までもいろんな支援策がある中でも、なかなか、そういう貧困世帯の中の方々が、制度を理解してなくて、制度を活用、十分できてない方も結構いると、私は感じております。なかなか貧困世帯の方から、こういう支援を受けるというのは、まあ、一般的には心苦しい部分もあるんでしょうが、しっかりとして、この制度をまず理解させて、まだ運用されていない世帯がいるのであれば、しっかりそれを活用し、そして今のこの貧困世帯がしっか

り、自立できるように新たな支援を、この計画をたてながら、並行してですね、次の、この政策の設定を早急に、急いでもらいたいというふうに考えますが、その点について再度お伺いいたします。

(議長)

はい。「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

ただ今の制度の理解の部分につきまして、ご回答させていただきます。現在第1期子ども子育て支援事業計画の中で、約70に渡る事業を展開してございます。私ども町民福祉課のみならず、関係課がそれぞれの立場の中で事業を推進させて頂いているわけがございますけども、議員ご指摘のように、それぞれの制度の、事業の中で、いまだまだ十分に理解されていないという部分につきましては、それぞれの立場の中です、機会をみながら、十分な理解を得られるような周知を図って参りたいと考えてございます。

合わせて、こういった状況を踏まえながら、次期計画に向けて、会議で議論、更には関係各課での議論を踏まえて、新たな計画を策定して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。2問目の質問ですか。はい、2問目の質問。

「塚本議員」

2問目の質問に入らせて頂きますが、2020年度から始まる、小中学校のプログラミング教育についてであります。2020年度から実施される新学習指導要領において、プログラミングの教育の必修化が定められております。コンピューターが生活の様々な面で活用されている現代において、いろんなAIとかITが常に新聞を賑わしておりますし、生活に欠かせないものとなっております。これらの仕組みを早くから理解させ、今後の社会を理解させることが、今後の社会において非常に重要と考えております。このことを受けて、既に、本年より3割の町村では、プログラミング教室を既に取り組んでいるという町村もありますが、江差町における、これらの取り組み状況、あるいは来年に向けた対応についてお伺いします。

(議長)

「教育長」。

「教育長」

プログラミング教育について、の質問についてお答えいたします。2020年度新学習指導要領において、小学校段階からプログラミング教育が必修となります。文部科学省作成のプログラミング教育の手引きや、北海道教育委員会からも定期的にプログラミング教育に係る情報が発出されており、各学校においては、それらを参考に移行措置期間であります昨年度より、自主研修を行っております。2月には、教育委員会主催で小学校教員に対して、ロボットを利用した研修会を実施しました。また、今年度8月に市町村教育委員会連携研修講座で、プログラミング教育を題材に、北海道立教育研究所より講師を招いて、全小学校教員を対象の研修会を予定しております。実際に各小学校では、今年度より徐々に教科の中に、プログラミングを取り入れた授業を実施していく予定となっております。プログラミング教育については、工夫により様々な指導方法がございます。全国の実践例なども参考にしながら、校内研修を深め、来年度から始まるプログラミング教育の充実に努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。「塚本議員」

「塚本議員」

新たな新学習指導要領、また、新しい科目が増えるということで、非常に教員の皆さんの負担が増えてると同時に、なかなか慣れてない、このプログラミング教育を先生方だけに全面的に任せるとするのは非常に難しい点があるかなというふうに私も感じておりますが、道南に、これらの学科を持つてる大学、みらい大、あるいは高専、それらの大学等で、これらのプロの先生方、あるいは学生も中にもいるわけで、これらと連携しながら、江差町における教育現場でも、道南の情報学科を持つてる大学の、いろんな支援を受けて、更なるこのプログラミング教育の、子ども達が楽しく理解できる、そういう手法も十分考えられると思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

(議長)

はい。「学校教育課長」

「学校教育課長」

大学等とも連携しながらプログラミング教育をと、いうことですが、既に函館教育大学の方からも、その専門の先生が研修等を実施できますということで、うちの方に相談にありまして、ありましたので、その辺については教育委員会として研修をその先生にお願いして、プログラミング教育の充実を図っていきたく思っております。

それとプログラミング教育、先生達も始めてですので、苦手な先生もいるんじゃないかということですが、小学校のプログラミング教育についてはですね、高度な

専門性が求められるものではございませんので、教師自らがプログラミング教育を研修とかで体験しましてですね、それほど難しいことではないことを実感して頂きたいというふうに思っています。

また、無理なく取り組めるようなですね、たんげん等から実施して、徐々にプログラミング教育の実施をたんげん等で広げていければというふうに考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

「飯田議員」

はい。

(議長)

「飯田議員」

「飯田議員」

おはようございます。私は第2回定例会にあたりまして、3問5項目に渡りまして質問をさせていただきます。

第1問目でございます。高齢ドライバーの運転免許証の返納対策についてであります。連日、マスコミ等で報道されておりますように、高齢ドライバーによる交通事故が大変多く発生しているようでございます。その原因は、ブレーキとアクセルの踏み間違いといいますが、そういうような誤作動によるものが大半を占めているわけでございます。国の方もこういうような現状を受けまして、安全装置の開発や装着を目指したり、また、関係法令の整備に、進めているわけでございます。中には大変こう、悲惨な事故も発生しておりまして、社会問題と化しているわけでございます。当町におきまして、このような事案や、また、運転免許証返納の実態をまず1点伺います。

次は、公共交通機関が少ない、この地方の町にありましては、運転免許証を返納された方に対する、代替え交通機関の確保やサポート体制が緊急の課題として急がれるわけでございます。例えば、隣の知内町では、デマンドバスを導入したり、また、最近の報道でも、鹿部町では国の半額補助を頂きながら、町内を循環するコミュニティーバスの実証運行を実施をした、そういうような報道もあるわけでございます。堰を切ったように全国の自治体がこの対策に取り組んでいるわけでありまして、当町においてもこの対

策が急がれるわけでございます。町長の所見を伺いたいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

飯田議員から、高齢者運転免許証の返納者対策について、2点に渡ってのご質問であります。

初めに高齢ドライバーによる事故が、全国で相次いでいることを踏まえ、本町における事案や運転免許証の自主返納に関する実態についてのご質問であります。江差町内における65歳以上の高齢ドライバーによる事故の事案は、平成29年度は34件、平成30年度が30件となっており、全体の事故件数からの割合にいたしますと、平成29年度で19.8パーセント、平成30年度で21.1パーセントとなっております。また、運転免許証の自主返納についてであります。平成29年度では、江差警察署管内において、31名の方が、返納されており、この内、江差町民は9名、平成30年度では29名、この内、江差町民が7名となっております。なお、本年4月から5月までの2か月間において、既に4名の町民の方が返納されている状況にあります。

次にこれら運転免許証を自主返納された方々への支援策についてのご質問であります。議員ご承知のとおり、現在町の交通福祉施策として、65歳以上の方を対象とした、江差町高齢者等交通費助成事業や、江差町障害者等福祉タクシー利用助成事業、更には介護保険事業における移送サービス等を実施しているところであり、この中で、障害者福祉タクシー利用助成事業については、昨年度運用を拡大させ、これまでの通院限定から外出全般に適用させ、障害のある方の外出をする機会の確保等を図ったところがあります。また、移動に制約がある方等を対象に、民間事業者が自家用有償旅客運送を実施しており、江差町地域公共交通会議にて登録や変更等の協議を行っております。町といたしましては、免許返納者に対するサポートというよりは、今後の超高齢化社会への対応等、地域の公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることから、その手段も含め、第6次江差町総合計画の策定段階において、全体的な議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

再質問でございます。ただ今、免許証の返納者の数、報告、答弁頂きましたが、数的には本当に一桁で少ないというふうに考えております。ただですね、実態は家族を含め

て、本当は本人も運転に不安があると、できれば返納したいと、そういう家庭が多いわけでありませよ。だけどやっぱり、買い物だ、通院だ、やっぱり車が無ければどうもこの町では生活できないというのが、やはり実態なんですよ。そういう、現在でも江差町に制度があるわけですから、これをやっぱり知らない家庭も多いです。やっぱり、きちっとやっぱりそれは、広報、やっぱりピーアールすべきだと思うんです。現状でもこういうような制度がありますよと。ただ私はやっぱり今の制度だけでは、やっぱり免許証の返納者の、返納には繋がらないというふうに考えております。

それと合わせましてですね、ただ今町長は総合的には第6次総合計画の中で、交通対策を検討していきたいというふうな答弁がありましたけれども、この第6次総合計画においては、今後のスケジュールはどういうふうな年次計画になっていくのか、この2点再質問させていただきます。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」

「まちづくり推進課長」

飯田議員からのご質問でございますが、まず、現在の制度の周知をしっかりとすべきだというご質問でございます。町の広報の中で、福祉タクシーとか高齢者の半額助成などの周知は行ってきております。

それと、第6次の総合計画の今後のスケジュールですが、6月の下旬に第1回目の策定審議会を、今開催する予定でございます。で、4回程度、議論を重ねまして、本年の12月にはある程度の素案を出していきたいと。で、12月、1月以降にパブコメを頂きまして、3月に議会に議決を頂くというようなスケジュールですが、その間に10月、11月に2回ほど、議会の皆さんとも、この総合計画に関してキャッチボールをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。「飯田議員」

「飯田議員」

それでは第2問目に入りたいと思います。

江差高校の間口削減と今後、江差町としての対応や諸課題の解決に向けてについてあります。今年、江差高校受験、そして入学希望者がありましたけれども、大きく減少した経過、1年生は2クラス、2間口となったわけでございます。特に内容をみますと、江差からの入学者が大幅に減った。こういう実態もあるわけでありませ。私もいろいろ中学校含めて、要因を調べましたけれども、特にスポーツ関係の、そういう部分も

含めた進学者がかなり出たと。そういうような現象もあるわけでございます。それらを含めまして、今後、江差町教育委員会として、今後の見通しや3間口確保に向けた対策を伺いたいと思います。

それから2点目でありますけれども、道教委の公立高校統廃合の指針によりますと、生徒数の、ただ単に生徒数の減少だけをみて、間口を削減するのではなく、これからの需要をみましてもですね、例えば、地元からの進学率や生徒募集のピーアール活動、また通学費補助などの取り組みを勘案されているようにも伺います。特に地元の高校を存続させるという、地元自治体の強い熱意が求められるところであります。特に江差高校の場合は、町の中心部から通学する定期バス代が、おおよそ1万4千円ほどかかるわけでありまして。数を大体調べてみましたら、全生徒の8割がバスを使わないで、自家用車で通学しているという実態があるわけでありまして。以前にも日明地区から朝の高校への送迎の自家用車により、大変交通安全上も心配、不安があるという、そういう指摘が出されたわけでありまして。交通安全上からも是非ともですね、この通学バスの、やっぱり考えるべきではないか。というふうに考えますが、教育長の所見を求めたいと思います。

(議長)

「教育長」。

「教育長」

まず、1点目。1点目の江差高校の間口減と今後の中学卒業者数の見込と対応についてでございます。平成31年度の江差高校の入学者は、募集枠が3間口、定員120名で募集をいたしました。これに対し、入学者数が77名となり、3間口の維持のために必要な生徒数81名を下回ったことから、平成31年度の第1学年は、2間口で、1間口が減となったところでありまして。北海道公立高等学校配置計画では、間口減が行われた場合、次年度以降も減となった間口数で生徒募集を行うことを原則としております。令和2年度は、平成31年3月末よりも中学卒業者数の増が見込まれ、また、例年通りの進学率であれば、江差高校への進学者は81名を超える予定であることから、江差高校へ進学を希望する生徒が入学できない状況になり、遠距離通学や自宅外通学など余儀なくされ、生徒負担はもちろん、保護者や経済的負担が増大することにもなります。このため、令和2年度に生徒募集間口が2間口として、計画に示されることがないよう、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町の4町長連名で、江差高等学校における生徒募集枠、1間口増についての要望書を4月12日に江差町長が4町を代表して、北海道教育委員会佐藤教育長に直接提出し、要望したところでございます。令和2年度の計画は、地元の要望、意見、中卒者数、進学希望者数を勘案し、9月に正式決定する予定であります。今後10年間の中卒者数の見込については、資料でも示したとおり、年度

によりバラつきがあるものの、増減しながら50人台から40人程度に減少するものと推計しております。関係町においても同様の傾向でありますので、この間において1間口減は避けられないものと推測されますが、生徒にとっても、地域にとっても、魅力ある高校作りのため、地域と高校が連携して今後も取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に通学バス代の保護者負担軽減と自家用車送迎に対する交通安全対策についてでございますが、町内の江差高校生については、定期券通学者は全体で毎年10名程度で、送迎車の都合により片道あるいは曜日によりバス利用等、いろいろなパターンがあると函館バスからは聞いております。保護者負担の軽減対策としてのバス代の補助につきましては、現時点では考えておりませんが、経済的理由により就学困難な学生については、町の少額資金貸付制度等を活用して頂くなど、支援をしております。また、送迎車による渋滞のため、交通安全対策としてのバス通学の利用促進をすべきとのことですが、1問目で町長からの答弁にもありましたが、総合的な交通体系を検討する中で検討すべきもので、第6次江差町総合計画の策定段階での検討議論されるものと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

「飯田議員」

「飯田議員」

ただ今、教育長から答弁頂きました。相当危機感は、高校の間口については持っている。特にやっぱり今年は、生徒数も先ほど申しましたけれども、生徒数が少ない中であって、他校に、学区外に出た生徒が多かったという特殊事情により2間口になって、来年以降はまた普通通りに戻るわけなんですね。資料要求で頂きました、過去10年間の入学者と他町との割合。また、管外転出の人数等、これを見ましてもですね、やっぱりなんとしてもやっぱり3間口は確保していかなきゃならないというのは、やっぱり、江差町ばかりではなくて、4町通学者、区域の町長だけじゃないですよ。議会も含めてね、強力にもっとね、陳情、要請活動しなければ、これはやっぱり大変ですよ。中学校卒業しても地元高校に入れないという事案が出てくるわけですよ。これはやっぱりどうしても防がなきゃならない。強力にやっぱり、要請行動はしていかなきゃ私はならないというふうに思ってます。

それと今通学バスの補助については今考えていない。第6次総合計画の中で検討させてもらいたい。時間がかかりますよ。やっぱりこういう部分はですね、早急にやっぱり手を付けていかなければ、道教委もですね、地元のやっぱりそういうような、間口を存続させる、高校を存続させるっていう、地元の熱意をみてるわけですから、特にやっぱり地元、江差町、江差中学から、北中から通う入学希望者は特に今年が少なかったわ

けですから、それを勘案しても、やっぱり、そういうような交通費の補助や、合わせまして陳情活動は、強力で推し進めるべきだと思いますけれども、もう一度合わせて答弁をお願いしたいと思います。

(議長)

はい。「教育長」

「教育長」

まず、まず要請活動でございますけども、先程の答弁でも申し上げたとおりですね、既に江差町長から道教委の方には、4町、4町長、地元の4町長連名で、道の教育長の方に要請、要望書を提出しております、これに対しまして、道の教育長の方からは、地元の要望については十分尊重しますというふうな意見を頂いておりますし、それから、高校配置計画の地元、検討協議会の中でもですね、出席委員の方から3間口維持について、各町から、あるいはPTA、あるいは経済団体からもですね、強力でですね、3間口維持について要請があったところであります。

それから、交通渋滞の部分でありますけども、これについてはですね、交通渋滞につきましては、確かに一部、保護者等のマナーの問題もあり、危惧している部分もあるというふうに聞いております。生徒の帰宅時間、あるいは放課後、部活終了時にですね、送迎の車が集中すること。それから、渋滞し一部、マナーの悪い保護者がいて、二重駐車やあるいは駐車禁止区域であるバスの旋回場などに駐車したりして、おられる方がいるときいており、高校の方からもですね、交通安全、マナーについてはですね、PTAの総会、あるいは保護者会等を通じて注意を促しておりますが、なかなか解消できない実態もあります。高校ではですね、引き続き保護者に対し、駐車マナーについて、お願いしていくということでございます。また、バスの運行時間がですね、高校の教育活動の実態により、合うような見直しや利便性を高める努力も必要であり、このあたりでもですね、交通総合体系の見直しの中で検討していくべきものと考えております。以上です。

(議長)

いいですか。「飯田議員」

「飯田議員」

私の質問の主旨と答弁が違う。私はそういう父兄の送迎のマナーが悪いと一言も言っておりませんよ。それは、答弁撤回して下さい。申し訳ないですよ保護者の方々に。私はそういうことを指摘してませんから。やっぱり定期代が高い。ね。それ故にやっぱり管外に行くという事例もあるもんですから、やっぱりこれは補助は喫緊の課題として取り組

んでもらいたいということをお話ししたわけですから。だからこれは答弁いいですから、私は次の質問に入ります。

第3問目に入ります。

答える。もし答えがあるなら。

(議長)

はい。「教育長」

「教育長」

保護者の、ただ今の発言についてはですね、申し訳ございません。撤回させていただきます。

バス代につきましてはですね、先程の質問のとおりですね、現在のところ考えておりませんが、ただ、今後ですね、江差高校の魅力向上のためにですね、どんな、地元としてもですね、支援ができるのか。このあたりはですね、江差高校ともざっくばらんに協議して、地元のですね、4町の教育長とも話し合いをしてですね、江差高校の内容充実について検討して参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

(議長)

はい。飯田議員3問目。「飯田議員」

「飯田議員」

ただ今の答弁で3問口確保と、そのバスの定期代補助については期待をして、3問目に入ります。

3問目でありますけれども、交通弱者対策としての交通、公共交通機関のあり方についてであります。この質問についてはですね、第1問、第2問目と重複する部分もありますけれども、この問題については、私はやっぱり教育委員会、町長部局別々じゃなくて、江差町として総合的にやっぱり今後の地方における交通体系のあり方を検討して頂くために、高齢者の問題もそうですし、高校生のバス通学の問題、これを合わせて総合的にやっぱり検討すべきという観点からの質問でございます。特に町長の選挙公約である、お買い物バス導入につきましては、商店街の活性化、振興対策として、多くの商店関係者が期待をしているわけでありまして、また、車を持たない高齢者の方々、このお買い物バスの導入含めて、大変期待を持っているわけでございます。本当に早急な実施が待たれるわけでありまして、ただ、人口減少そして高齢化社会を迎えて、そういう社会にありまして、地方の公共交通のあり方を、まさに早急に検討すべき時期に来ている。そういう時期でありますから、他のいろんな自治体で、実証実験やデマンドバスの導入に踏み切っているわけでありまして、特に高齢者ばかりでなくて、先程も申し上げまし

た、高校生の通学バスの問題、現在、北小中のスクールバスもあります。それらを含めましてですね、やはり地方における総合的な交通体系を、あり方を、私は第6次総合計画だけでなく、早急にやっぱり検討を、先行して検討をしていく時期だというふうに考えております。このことにつきまして、町長の所信を求めたいと思います。

(議長)

はい。「町長」

「町 長」

まず私の選挙公約であるお買い物バスの運行についてであります。現在制度の設計中であり、その運行については商店街が実施するイベント時の集客対策などを想定している現状にあります。議員ご提言の運転免許証を自主返納された方に対する支援策等につきましては、家族構成等、個々のケースによって違いがあることから、真に必要としている支援策について、現状の町の交通施策と照らし合わせながら検討しなければならないものと考えております。一方町内においては民間事業者による路線バスが近隣町に比して多くの便数が運行しており、通院や通学、買い物等、まさしく町民の足として現に利用される中、残念ながら全ての路線において赤字路線となっており、路線バスの利用促進対策も喫緊の課題となっております。このような中、飯田議員からは、交通弱者対策としての総合的な交通体系の検討が必要ではないかのご質問であり、1問目の私からの答弁、また、2問目の教育長の答弁にもありますとおり、第6次江差町総合計画の策定段階において、全体的な議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。「飯田議員」

「飯田議員」

再質問いたします。私の質問はですね、もちろん地元にも、函館バスさんいろんな路線を巡らせてる。ただ残念なのはやっぱり、乗ってる方少ないんですよね。これからのやっぱり地方交通のあり方についてはですね、いろいろ議論ありますけれども、他町がやっぱり踏み切ってるのは、やっぱり例えばデマンドバスで戸口から戸口までだったり、それを自治体がやるんじゃないで、やっぱり函バスさんと連携をしながら、実際に、この2、3日中、町内本当に小型の低床のバスが走ってたんですね。それで函バスさんに問い合わせたら、スクールバスのちょっと代替え、じゃなくて、木古内路線の代替えバスでちょっと導入している。あれがやっぱりこれからのデマンドバスのバスであり、こういう部分を会社と町が連携をして動かすということなんですよ。やっぱり函バスさん

も、やっぱり守りながら、そして住民の足を確保するという、これがやっぱり私はこれからの政策だというふうに思ってるんですよ。ですから、やっぱり、そういう部分で、逆にそういうバスを導入することによって、函バスさんもある程度乗車率も高まるだろうし、高齢者やそういうお買い物難民の方々も、やっぱり喜ばれるわけですよ。そういう部分での私は導入を目指すべきだというふうに提案、質問しているわけでありまして。合わせて答弁をお願いしたいと思います。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」

「まちづくり推進課長」

飯田議員のご質問でございますが、人口が減っていくということになりますと、移動サービスの縮小だったり、あるいは移動そのものが縮小していくということが懸念されています。それと、高齢者の増加で、1問目のご質問にもありましたが、運転免許証の自主返納される方、こういう方々が増えてくるんだろうなと思っております。実は第6次の町民、総合計画の町民アンケートの中でも、実は公共交通のあり方については、重要改善分野というような位置付けをされております。で、先程来町長、教育長のご答弁にもありますが、民間事業者の方々、あるいはドアつうドアで、個々で対応するもの、そういうもののニーズをしっかりと捉えながらですね、子育て支援といった観点、あるいは地域の交通を、足を守るといった観点から、総合的にいろいろと議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。はい。

以上で飯田議員の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に小林議員の発言を許可いたします。

「小林議員」

議長。

(議長)

「小林議員」

「小林議員」

それでは質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は1問。第1期江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略、いわゆる総合戦略と皆さん言われていると思いますが、これについて質問いたします。第1期江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略が、平成28年度に策定されましたが、実質的な推進期間は、平成27年から5か年ということだと承知しておりますけれども、これから第2期の総合戦略策定も控えています。1期目の取り組み、及び進捗状況等について伺います。

1つ目。U I Jターンの促進に向けた、この間の具体的な取り組み。また、第2期に向けたU I Jターンの取り組みをお聞きします。

2つ目。移住定住対策、住環境整備等空き家空き店舗バンク登録制度については、過去にも1度質問、一般質問にて取り上げましたが、今後の方針はどうか、再度伺います。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小林議員からのご質問にお答えいたします。

第1期の江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略について、2点に渡ってのご質問がありますが、始めに平成26年、人口減少問題や東京一極集中の是正等、住みやすい地方の復建を柱とし、これらの課題の解決に向け、国を挙げて取り組むべく、まち、ひと、しごと創生法が施行されたことは、議員もご承知のことと存じます。当該法律の施行を受け、江差町では産官学金ろうげんから構成される策定委員会を組織し、江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略を平成27年度に策定したところであり、仕事を作り、ふるさとを目指す若者が集う町江差をコンセプトに、各種の施策を展開してきたところでもあります。ご質問のU I Jターンに関するこの間の具体的な取り組みではありますが、代表的な取り組みといたしまして、地域おこし協力隊の活用が挙げられます。この中で地域おこし協力隊を経て、江差町内に就労している方が2名、また、現在活動中の隊員が3名おり、いずれの隊員についても、将来本町に定住をすることを希望しているものと聞いております。一方で、シニア世代は別として、現役世代の方々が地方で暮らすためには、働く場所がどれだけあるのかという点のみならず、都市部との給与格差、仕事の質といった課題も浮き彫りになったのも事実であります。このため、第2期の総合戦略の策定にあたっては、第1期目の取り組みをしっかりと検証するとともに、大きな企業の誘致といった視点から、テレワークなど小さな拠点作りといった視点へとシフトしながら、働き方改革に代表される、多様なライフスタイルに対応できる環境の整備も視

野に入れ、種々検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に空き家バンク制度の今後の方針についてでございます。初めに、総合戦略での具体的な施策の一つであります、移住定住対策住環境の整備に掲げる3点の取り組みとして、住宅リフォームの助成や未利用町有地の有効活用に係る公有地購入促進奨励金交付制度を創設しての取り組みを図ってきたところであり、残るもう一つの取り組みが、議員ご質問の空き家バンク制度でございますが、これまで平成28年度に空き家実態調査を行い、平成29年度で危険空き家と利用可能な空き家の分類及び把握をし、平成30年度には、特定空き家を選定したところであり、総合戦略最終年の本年度は、空き家バンク制度の構築を図るため、役場庁舎内の検討委員会での協議を経て、仕組み作りを行って参りたいと考えております。

最後になりますが、空き店舗に関しましては、空き店舗等再生促進事業として、江差町まちづくり推進交付金を創設し、これまで3件がリノベーションを行い、創業したところでございますが、今後におきましても、事業展開の推進を図って参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

再質問させていただきます。1番の課題と申しますか、問題点は、江差町で安定した仕事はなかなか見つからない。また、第1期の策定の時には、メインターゲットとしてUターン、いわゆる江差町から出て、江差町に戻ってくる。そういった方々をメインターゲットとしてきたわけですが、東京圏からUIJターン、まあ、江差町から出ていく若者は札幌で34.6パーセントでした。札幌の方に行ってしまう。約4割の方が札幌に行ってしまうということで、この北海道では平成31年4月1日から、国のワクワク地方生活実現パッケージに基づく、地方創生推進交付金を活用したUIJターン新規就業支援事業を実施しています。なかなか江差町で難しいのではないかなと思います。東京圏から人を呼び込む移住定住させるということには、なかなか厳しいものがあるとは思いますが、せつかくの制度なので、是非江差町としても頑張ってもらいたいと思います。若者の定着、人材確保として、関東圏などの自治体では、家賃補助制度などが積極的に実施されています。就職したばかりでまだまだ給与も低い若者にとって、5万円程度の家賃負担は大変な出費になります。更にはその若者の多くが奨学金の返済まで抱えているという状況です。だからこそ、そういう若い世代を支えようと自治体が独自に暮らしを応援しています。

そこで質問なんですけれども、若い世代や新婚世帯等を対象にした家賃の補助制度の創設など、江差町独自の魅力的な支援策を考えるべきと考えますが、いかがでしょう

か。

もう一つ。先ほど、仕事の件もありましたけれども、北海道では今年度、国のワクワク地方生活パッケージに基づく、地方創生交付金、これらを活用して、道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を、起業支援金として補助するとともに、事業の実現性を高めるため、伴走支援を行う、令和年度地域課題解決型起業支援事業を実施しています。募集期間が5月27日から7月16日までとなっておりますけれども、対象事業の例として、地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等があります。そこで質問なんですけれども、この間これらの事業支援の活用の情報発信等を行ってきた。また、募集期間がまだ7月16日までなので、これから行う予定があるのかお伺いします。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」

「まちづくり推進課長」

地方創生の関係でございますが、先般、新聞の方ですね、第2期の総合戦略の国の方針が示されました。そこを見る限り、東京一極集中の是正はなされてないんだろうなと。あるいは再集中してるんだろうなということが、浮き彫りになったということでございます。そういった中で、今議員ご指摘のワクワク創生生活、政策パッケージ、これを見ますと、地方創生推進交付金の補助金を得るためのガイドラインなんだろうなということを一つ認識しております。それは先ほど議員申しました、移住支援や起業支援にお金を出す。あるいは、定住自立圏の中での二地域居住制度を推進します。もしくは、サテライトオフィスなどのマッチング支援をしますよというような中身になっております。で、国はこれからこういった中で、この地域を作っていくかということ、なかなか都市部から地域に人が来るとするのは難しいんだろうなということに気が始めたようです。で、関係人口という言葉を最近、非常に使います。それは、江差でいうと、お祭りに来る方々、あるいは追分に携わってる方々、もしくは他町に比して国の出先機関、あるいは道の出先機関が多いので、この町に一度住んだ方々、こういう方々をしっかりと捕まえないよというのが第2期の柱になっていくんだろうなと思っております。先ほどご質問がありました若い世代への家賃補助、あるいは、道で行っている起業支援の周知、これにつきましては、まだうちの方で積極的には行っておりません。ただ、これからの総合戦略、総合計画の基本的な考え方は、先程飯田議員のご質問にもございましたが、超高齢化社会がすぐ目の前にあってですね、今まで当たり前であったことが、できたことが、当たり前でできなくなるという時代に向って、こういった対応をしていくかというのが大事な視点だと思っております。それが結果として、江差に行くということもありますよ。こういったことも手助けしてくれますよといった、仕組みをしっかりと作

っていくということが、結果として、江差に人が集まる、一つ要因になるなど思っていますので、いろんな支援策もありますが、その前に住んでる方々が、しっかりとこの町で暮らして良かったという環境を作ることが、喫緊の課題というか、早く手を打たなきゃならないことかなと思っています。以上でございます。

(議長)

良いですか。「小林議員」

「小林議員」

再々質問いたします。

先程関係人口ということで、お話が出ました。私、前回この関連で取り上げたときにはですね、江差町から道外、または札幌など都市部に出かけられた方に、年に一度でも葉書等で、お元気ですか等のダイレクトメール、メッセージといたしますか、そういったものをいかがですかということを提案いたしましたけれども、ますます関係人口、これを強化していかなければいけないと考えます。如何でしょうか。

それからですね、以上です。はい。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

関係事項の創出、先程私もお話ししましたが、非常にこれからの人口減少、あるいは町づくりの視点からも非常に大事だと思っています。それと、江差町が目指す北の江の島。これに向っても、交流人口も大事ですが、この町を知ってる方々が、ピーアールにいろんなスピーカーとしてですね、活躍してほしいということもありますので、使えるツールはたくさん使っていきたいということですので、いろんな課とですね、どういう使い方があるか。あるいはどういう声掛けがあるか。そういうことをしっかりと議論してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。以上で小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小梅議員の発言を許可いたします。

「小梅議員」

議長。

(議長)

「小梅議員」

「小梅議員」

こんにちは。私の方から今回は3問質問させていただきます。

まず1番目。ニシンの取り組みについてでございます。江差はニシンの繁栄が息づく町として、日本遺産にも認定されています。幸いにも一昨年辺りから、ニシンが取れだしましたが、残念ながら観光客はもとより、町民でも手軽に味わえるようにはなっていません。ニシンが取れているっていうこと自体も知らない町民もたくさんいらっしゃいます。最近になって、観光コンベンション協会とか産業振興課から、ニシンの取り扱い店とか協力店、また特典サービスの内容を知らせる折込チラシが配られてましたが、それが直接消費に繋がっているようには感じられません。そしてこの、案内というか、チラシももっともっと早い時期に出すべきだと思います。今じゃちょっと遅くなって。最高に捕れてる2月とか3月とかに出した方が、もっともっと効果があるように思われました。そこで、今迎えであるかもめ島祭りの炉端焼きっていうのがあるんですけど、その一品にニシンの活用は考えられませんか。ってことなんです。そこには大勢の人が集まる中で、ニシンの存在も知らせることができますし、味わうことによって、消費にも繋がる最大の効力があると思うのですが如何でしょうか。それが一つと。

その他、ニシンの振興対策として、町としては、産業振興の面に加えながら、観光宣伝の点でどのように考えているかお伺いしたいと思います。

(議長)

「町長」。

「町長」

小梅議員からの江差産ニシンの振興対策について、産業振興の面に加え、観光面での活用についてのご質問がありましたので、お答えいたします。平成29年に104年ぶりとなる群来が見られ、本年も約3トンの水揚げがありました。しかし、石狩方面の豊漁の影響もあり、魚価は低迷している状況にあります。ニシン活用の第一歩として、江差の前浜で漁獲されたニシンを、観光客等に年間を通して味わって頂けるよう、本年水揚げされたニシンを冷凍保管し、町内小売店で販売することといたしました。これを機に飲食店でニシン料理の販売や加工品の開発など、販路拡大と高付加価値化に繋がることを期待しているものです。また、ニシンを観光客が手軽に食べれる、あるいは観光面での活用についてのご質問がありました。手軽に食べれるようにという点でございま

すが、ぷらっと江差の飲食店、飲食コーナーでは、江差産ニシンを加工した甘露煮によるニシン蕎麦を、ほぼ通年で食べれるようになっておりますし、本年、今年5月には糠ニシンを使用した、ニシン三平汁をメニューに加え、江差産ニシンのピーアールに努めているところでございます。また、観光面での活用につきましては、北海道教育大学函館校の学生が、6月22日に開催される江差いにしえバル街で出店するにあたり、江差産ニシンを活用して下さると伺っております。また、議員がご提案の来月のかもめ島まつりでも、主催者側が前向きに提供を検討しているというふうに伺っております。いずれにいたしましても、地元水産業が厳しい昨今において、資源が増えつつあるニシンを地元で利活用し、消費することによるピーアールが大切であると考えます。一部では、江差産ニシンは脂が少ないといわれていますが、適した調理法でその美味しさを引き出す商品開発などを行いながら、これまで以上に、町民や観光客に魅力ある製品を提供できるような環境をつくって参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。「小梅議員」。

「小梅議員」

良くわかりました。でも本当にね、あの、ニシンに対する宣伝は少ないです。昨日あたりもうちの、食堂の営業日だったんですが、そこでニシンの煮付けを出しました。そしたら、来たお客さんが食べて、これはなんの魚。さんまにしては大きいねって。そういうことを言う方もいらっしゃいます。そして、え、これ本当に江差で採れてるのって。こんなもの江差で採れてるのって。そういうことも言われました。だからもっともっとやっぱり、宣伝が大事だと思います。今イカとかも不漁で、前にやっていたイカ刺し祭りとかもできない状態になってますよね。だったら、イカがないんだったら、あるニシンでなんかしよう、そういうことは考えられないんでしょうか。5月の連休の時ですか、巨大なニシンのぼりが空に舞って、その下でニシンまつりと称して、なんかやるのもいいんじゃないかなって思ってるんですが、私もたまたまその時に行ってみましたけども、ぷらっとの前で、火をおこしてジャガイモとか焼いてました。とっても良いことだなと思って見てました。そのジャガイモに塩辛とかバターを付けて食べてもらって、私方もちょっと頂きましたけども、美味しくて、それはそれで良いんですけども、そのなんちゅうんですかな、おこってる火が、ものすごくもったいなくて、あ、ここにニシンを焼いたらいいんじゃないかな、塩したニシンを焼いたら、ジャガイモとニシン一切れ付けたら、おかずも塩辛とかもそういうものいらないし、良い線だなってとって思ってたんですね。そういうことは来年考えられませんか。ちょっと提案したいと思いますが。

(議長)

はい。「追分観光課長」

「追分観光課長」

具体的には5月のというお話もございましたけども、ニシンをイベントでもっと活用すべきだというお話だと思います。今時点でお答えできるものはございませんが、例えば今年5月に、1ヶ月土日だけニシンの三平汁を出させて頂きましたけども、これあの、残念ながら観光客の皆さんはなかなか敬遠されます。どちらかという地元の方が食べて下さってるなというふうな状況です。イベントにすぐ繋げるのではなくて、まずその地道にピーアールしていきたいと考えてますし、今、北海道江差観光みらい機構の方でも、新たなニシンを使った商品開発に向けて動いているように聞いてます。そちらの方を支援していきたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

良いですね。はい。

次に2問目。「小梅議員」。

「小梅議員」

はい。それでは2問目です。江差追分全国大会の商標登録についてお尋ねします。民謡の王様江差追分、ニシンと繋がってずっと北前船によって運ばれてきて広がって、歌い継がれて現在に至っている大切な文化財産です。全国大会も今年で57回目を迎えます。長く続いています。この大切な文化財産を後世に引き継いでいくために、江差追分の全国大会は絶対に江差で行うべきだということで、全国大会の名称を他に使用されないように、特許庁への商標登録がなされていると思います。1999年に認定されて、登録日から10年間有効で、その後は10年ごとに更新手続きが必要条件となっていますが、現在も登録が継続されているのか、確認のためにお尋ねいたします。

「町長」

「議長」。

(議長)

「町長」。

「町長」

小梅議員からの2問目、江差追分全国大会商標登録の更新手続きについてのご質問があります。単一の民謡の全国大会としては、全国に先駆けて開催した江差追分全国大会

を、商標登録することにより、他の地域での類似大会の開催の防止を図り、江差町の大切な文化財産として後世に引き継ぐことなどを目的に、平成11年12月に商標登録をしたところでございます。議員ご質問のとおり、更新は10年毎となっており、前回、平成21年に手続をし、また、今年の12月に再度更新が必要となってくることから、江差追分会において、更新手続きをすることとなっておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。「小梅議員」。

「小梅議員」

はい。それは確か今年20年目だからそうだなって思っていました。でも、追分会総会の資料を見ながら、なんか予算付けとかなってないのかなってちょっと思ったもんですから、聞いてみました。

(議長)

はい分かりました。それでは3問目。

「小梅議員」

3問目。はい。

(議長)

3番目の質問ね。

「小梅議員」

はい。それでは3問目。江差高校の3間口の確保について。このことに関しましては、先程飯田議員の方からも質問が出まして、随分とダブってることがあると思います。ちょっと違う観点もございますので、聞いてみたいと思います。

人口減少、少子化が著しくて、学校の存続も危ぶまれるような勢いで進んでおりますが、そんな中、江差高校の今年度の入学生は77人で、3学級維持できる81人には、わずか4人が及ばなかったんですね。ほんの少しの人数で、間口が3から2に縮小されるという残念な結果となりました。私も入学式にも出席させて頂いて、その時に入学生の一覧表を頂いて、ぱっと見たときに、上ノ国、乙部っていう文字がわあって目に飛び込んで来て、江差の生徒を探すのに、えっこれは何だって。とっても違和感があったんですね。その入学生の別で、出身中学の内訳では、77人、江差中学20人、乙部中が20人、上ノ国が18人、厚沢部が10人、江差北が8人、熊石1人という割合で、江

差の生徒が随分少ないなって、とにかく驚きました。この要因はなんなのかなって、とって疑問に思いました。いろいろなことがあると思いますけど、子どもの希望とか親の考え、中学校の進路指導にもよりますでしょうし、その意見など、三者のより深い話し合いは本当に大事だと思いますが、その前に、地元の高校の良さ、伝統とか特徴とか、たくさんありますので、その良さをもっと知る機会をたくさん作って、親しみとか、地元の高校に対する親しみとか、魅力を感じてもらえるような方策が必要なんではないかなって思いました。また、中学校と高校の間の連携とか、あと、地域との連携とか、取り組んでいる事。またはこれからやろうとしていることがあれば、お聞かせ下さい。

また、町内の中学校へはどのようなことができるか、お考えがあれば伺いたいと思います。

「教育長」

はい。

(議長)

はい。「教育長」。

「教育長」

江差高校の3間口確保についてでございますけども、これにつきましては、飯田議員の質問にもご答弁申し上げましたが、本年度の入学者が77人となり、結果として3間口から2間口の1減となったところでございます。原因については、本年度の地元高校への進学率は49パーセントと、過去の実績より、管外への志向が強い結果となったことによるものでございます。次年度につきましては、中学卒業者が増えること。江差高校入学が増えることが見込まれるため、4月12日に、3間口維持について、道教育委員会へ要望書を提出したところでございます。もっと身近に学校を知る機会を作り、親しみやすい魅力を感じてもらえるような方策が必要と思われるが、現在どのような取り組みが行われているのかについてでございます。現在、江差高校の生徒募集、魅力発信の取り組みは、ホームページによる情報発信のほか、学校案内、鷗陵だより、江高新聞等を発行し、学校情報を発信しているほか、それぞれの中学校に対し、秋口には中学3年生を対象とした、学校見学会、年末に中学2年生を対象に、自校卒業生と江差高校の教員と一緒に学校訪問をし、高校生活の様子や説明会を開催しながら、江差高校の魅力と特色などについて理解をして頂くための取り組みをしております。

また、江差高校では、早い段階から興味を持ってもらうために、小学生を対象にした学校体験会や保護者説明会の開催なども検討中とのことでございます。今後は、地元、町、教育委員会と江差高校が定期的に意見交換を行う場を設け、地元から期待される高校、魅力ある高校作りのための話し合いを行う予定でありますので、ご理解をお願いい

たします。

(議長)

いいですか。はい。以上で小梅議員の一般質問を終了いたします。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行います。ちょっと時計見ながら考えてたんですが。1問目は、少し、私の時間配分でいうと、ここは少し時間取るかもしれないと思って、ちょっと考えていました。実はこの質問項目、買い物等移動困難者制約者の実態把握を、町長もお気づきだと思いますが、3月議会の一般質問でも同様の質問をいたしました。それで、広く言うと、移動困難。もう少し具体的にいうと、今日もいろいろ話が出ました。買い物、通院、もしくは今まで自家用車でなんなく交通の便を供していた方が、仮に免許を返納したとすると、すぐ目の前にこの困難が出てくる。そういう問題をこの間、何回か取り上げましたが、なかなか町長もしくは関係課長と若干の、私と町長と関係課長との認識もちょっと違ってる部分があったのかなということ、今日は少し、その事も含めて、問題点を少しはっきりさせたいなという意味で、取り上げました。それで、通告にも書きましたが、先程も言いました3月の定例会の私の一般質問、これについては、町長の答弁、第6次江差町総合計画の策定段階において、移動困難者ゼロの取り扱いも含め、全体的な論議を深めたいと。そういう答弁でありました。私は江差町の各種、先程も小林議員からもありましたが、各種総合計画等々の中で、それを論議していくという部分は、それはそれとして積極的に、前向きなものとして評価しております。しかし、先程の飯田議員含めてなんですけども、目の前にある、この移動困難の現実考えた場合、来年再来年の総合計画、それはそれとしてしっかりとやっていかなければなりません、目の前の問題についても、やはり、先程の飯田議員の質問です。しっかりと、対応していかなければならないと思います。先ほどの免許の返納者、自主的な返納者を仮に取り上げた場合、もうすぐ直面するのが、先程もありましたが、買い物どうする、通院どうする、趣味だとか町の主催の等々のイベントに参加する、いわば社会参

加、そういうものをどうするか。控える、行かない、そういう問題が直面します。免許の返納問題だけではありませんが、江差町の3月議会でも取り上げましたけれども、江差町の65歳以上の高齢者、全人口のどうでしょう。今37、8パーセント。2千8百人くらいいるんでしょうか。75歳以上ですと2割でしょう。1千6百人前後。この中のかかりの方が、買い物、通院、社会参加で、いろんな困難を今抱えています。それから、3月議会で一般質問だけではなくて、私は同様の予算質疑でも、関係課にお聞きしました。その中で、答弁もありましたが、例えば、先程は高齢者ですけども、その高齢者の中の介護認定受けている方、ま、要支援、総合事業も含めて、私は5百人という話をしたら、関係、当該課長から、在宅でいうと約350人。で、その350人のうち、町として約200人は歩行になんらかな支障を、があるというふうに押さえているというふうに答弁もありました。本当に今日の前で多くの方が、買い物、通院、社会参加、困難を抱えております。先ほど言った町長の答弁、具体的な実態をあまり把握していないというのが町長の答弁でもあり、また、その後の私の再質問と予算質疑も含めて、関係課長からは、なかなかちょっと大変な、残念な答弁だなと、率直に思った部分もありました。それで、私はその後、私も関わっているNPOで、移送サービス、先程もちょっと出ておりました、福祉有償運送、町長から話がありましたが、その件ですが。その移送サービスの事業展開、これは直接的には国、函館陸運局、陸運支局。そして江差町との連携の中で、各種、相当面倒な行政手続きがありますが、その中で改めて私、通院、買い物、先程言った社会参加、この移動の時、外出の時、多くの困難を抱えている高齢者がいるという、改めてその実態に触れました。で、このことについてその事、担当課とも意見交換をさせて頂きました。で、それらを踏まえて、以下質問いたしますが、それで、先程冒頭言いました、多少の認識の違いがあっても、すれ違いがあっても困りますので、私はこう考えているということ、先に少し説明させて頂きます。特に一般的な移動困難制約というよりも、バスを使いたい、タクシーを使いたい。だけれども、いろんな事情で、バス、タクシー等を使えない。そういうこともあるということ、改めて私は町長、関係課に知って頂きたい。バスを使いたいと思っても、バス停まで離れている。これ本当に大変な問題です。だからバスが走っているからといって、そんな簡単に使えるわけではないんです。体が弱くなった。介護保険受けている方。また、バス停があったとしても、自分が行きたいところ、目的地への路線がない、これもすごく大きな問題であります。それから、日常的には買い物です。日々買い物、もしくは何日間かまとめて買い物。これ、まあ、天気の良い時はそれを感じなくても、雨が降ったり、雪が降ったり等々、荷物を持ってですね、バスの乗降りが大変だということ、改めて感じました。健常な方はなかなか感じなくても、足腰が悪い。とにかく乗る時は乗っても、買い物をした後、降りるのが大変。バスを使うのが大変。また、ちょっと距離開けたとき、移動中に、これはなかなかアンケート、町がいろいろやってるアンケートでは、こういうことなかなか実態出てこないかもしれませんが、トイレの事が心配だ。具

合悪くなるんじゃないか、だからちょっとした時間があるバス、乗れない。これも本当に重要な事案です。それから先ほどノンステップの話出ました。ノンステップかなり普及していますが、ステップバスもまだあります。ステップバスに乗るとすると、先程の買い物の荷物もそうですが、無くたって、とにかく乗降りが大変な方がいる。まあ、我々の部分だとそんなに感じないですけども、本当にちょっと高いだけでも、そういうバスにはもう乗れない。それから、じゃあタクシーという話。役場からも良く聞かれます。で、国が言っているいろんな対策等々はちょっと違うんじゃないかと言われますが、私は重要な問題だと思っているんです。買い物しょっちゅう行くのに、道立病院に行くのに、しょっちゅうタクシーを使えるかと。中には使うこともあるかもしれませんが。緊急で。だけでもそんなにそんなにですね、道立病院行くのに片道なんぼなんでしょう。千円、二千元。函館にどうしても病院等に行く、バスではなかなか使えない。タクシーで使ったら片道二万円くらいですか。往復で四万。タクシーで。こういう問題点があるということを、これが移動困難制約で、先程町長の答弁にありました、福祉有償、これ具体的になかなかイメージとしてわかないと思います。どういうことをやっているか。ま、簡単です。これは道立病院の中から、外に出るところで、福祉有償をやっている方、この方は資格ある方で、こういう乗降、院内介助などでもできる方なんです。で、とにかく数人の方、この方は要支援ですけども、フラフラする、一人では危ない。それで、病院から帰る時も介助しながら、結構、車あるところまで距離あります。ありますからね。こういうのはバスに乗った人、タクシー乗った人、してもらえないんですよ。だから、こういう部分が必要。そして、これ車乗るのも大変。車をよいっしょよいっしょと、私写真撮ってる時でも本当に苦労していました。あともう一枚。帰ってから、これはまるやまの第四団地かな。例えばこれちょっとしたステップ、こういうところにつまづくので、よいっしょと、運転主、まあ介助の方は、とにかく、エレベーターありますので、中の、町営住宅のエレベーターまで見届けて、確認して、移送の仕事は終わったと、こういうことを移動困難制約者に対して、仕事をやっているというのが、先程の福祉有償の件ですが、こういうことがあります。それで、改めて質問に、また変わりますけれども、二つお聞きいたします。

まず、この問題は、大きく分けて高齢者対策の側面と、私、公共交通の側面で分けて考えれば、すごく分かり易いかなと思って、1、2としました。最初に高齢者対策の側面からです。で、前回3月議会の私の質問。ああ再質問に対して、高齢あんしん課長の答弁は、先程のNPO団体のことですが、等のいろんな手段を使って、とりあえずどうにか対応できている。とても私そうは思えなかったんですが、思うんですが。で、不便はあるんでしょうけれど、なんとか足はある。という内容でした。で、この答弁はどこまで実態を把握したうえでの答弁だったんでしょうか。町長にお聞きしますが、町長も同じような認識なんじゃないでしょうか。で、高齢あんしん課では、住民への聞き取り等を通して、地域の実態把握を進めています。で、これは今国の介護保険という小さくくりの

事業の中で、長ったらしいんですが、介護予防日常生活支援総合事業というのが今ありますけれども、そのガイドラインで、要支援者だとか、高齢者の在宅生活を支えるために必要な生活支援策について、それぞれの地域の、地域、江差町なら江差町の南ヶ丘とか、本町とか。家族構成、経済状況、外出の状況、移動の手段等に関する定量的情報、役場の窓口担当者が把握している情報等活用し、地域のニーズ、どういうこと困ってるのかと、そういう把握と地域の課題を把握して、行動化、課題の解決の組立、行動化することが狙いの一つと、国の方でなっています。分かり易く言えば、一定の数値で、問題点を具体的に明らかにする。ということだと思います。で、地域における移動に対するニーズへの対応、この江差町のどこどこのどういう課題があるか、そういうニーズ、そういう対応について、これは先ほど言った交通部局、まあまちづくりでしょうか。それから、福祉の側面。直接的には交通部局の方が対応。で、その対応を効果的に進めるために政策を立案する。情報を共有する。意識改革等福祉部局と交通部局が連携した対応が重要であるというふうに、ガイドラインではなってるんです。まあ、全部が全部、国の言うとおりにやれとは言いませんけれども、必要なところは私やるべきだと思います。江差町でいえばですね、まちづくり推進課、町民福祉課、高齢あんしん課等が連携して対応しましょう、ということをして、私はこれ、当然の事だろうと思うんです。それで、改めてお聞きしますが、先程の課長の答弁。高齢者等の買い物、通院、社会参加の際の移動の手段、先程言ったバスはなかなか乗れない。タクシーを使うたってゆるくない。体が状態悪い。そういう場合の移動の手段、私の言葉でいえば移動困難者制約者について、現時点で定量的な状況を把握して、ニーズを把握して、課題を把握したうえで3月議会での答弁だったのかということ、町長もそのことを認識していたのかと、このことをお聞きしたい。

それから、視点の2つ目の公共交通の点からなんですけれども、それで、まちづくり推進課は、先程もちょっと出ましたが、地域公共交通会議所管しております。で、この会議の運営については、必要な交通手段の導入について建設的な協議を行うためには、地方公共団体の把握する地域交通、先程言ったバスだとかタクシーだとか、民間福祉団体やってるそういう部分ですね。そういう課題の具体的な情報を基に、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。そして、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有、これは先ほどと同様ですけれども、それが重要だと。これは国土交通省の方に、地域公共交通会議の考え方として示されております。で、これに則って、まちづくり課も推進課も推進していると思います。で、そのうえで、二つお聞きします。公共交通政策の点から、現時点で、どのような移動ニーズ、先程いったいろんな各種高齢者等の問題、何か求められているか。そういうニーズが明らかになっているのか、お知らせ願いたい。

それから、これまで、何年か、公共交通会議行っていると思います。その前の部分もあると思うんですけれども、その移動ニーズについて、通院の際の困難性、買い物が大

変だ、困難性。そういうことについて福祉サイドからの情報共有、そういう情報がなかったらなかなか交通部局でもできない。まちづくりでもなかなかできないと思うんですけれども、どういう論議がされてきたのか。合わせてお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

はい。午後1時まで休憩いたします。答弁は1時から答弁といたします。
1時まで休憩いたします。

(議長)

休憩を閉じて再開し、1回目の答弁から入ります。
「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の買い物等の移動困難者制約者の実態把握に関する2点のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の高齢者対策の観点からでございます。平成31年第1回議会定例会における小野寺議員の一般質問に対する、高齢あんしん課長の答弁で、どこまで実態を把握した答弁だったのか。ということでございますが、これまで、町内に在住されている65歳以上の方、全員を対象とした、移動困難者制約者の実態調査を行っておりません。そういう状況の中で、昨年10月に新設いたしました高齢あんしん課が有していた情報が、平成28年度より地域包括支援係の生活支援コーディネーターが主体となり、取り組んでいる地域実態把握調査であり、年齢等関係なく15町内会の全世帯、約1,700軒を訪問し、回答を得られた約400件を基に、現状で把握し得る、し得る情報をベースに、担当課長が答弁したものであり、高齢の方などの移動手段における潜在的なニーズを全て踏まえた答弁ではないものと認識しております。高齢者、高齢の方などの移動手段について、実態を把握する必要があることも認識しておりますが、全ての方を確認するのは困難であるため、関係機関を始め、介護事業所や各種法人、町内会、自治会、民生委員等、地域の皆様からの情報や協力を得ながら、状況把握に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に公共交通政策といった観点から2点のご質問のお答えいたします。初めに現時点でどのような移動ニーズが明らかになっているかというご質問であります。都市計画マスタープランの町民アンケートからは、バスなどの公共交通状況の満足度を年代別にみると、満足度は高くなく、特に20代、50代で不満度が高くなっております。また、直近の総合計画町民アンケートでは、町の政策分野における公共交通機関、情報通信においては、現状の満足度は低く、将来の課題としての重要度は高いといった報告が

なされ、今度の町づくりにおける重点改善分野として位置付けられているところでございます。

一方で、これらのアンケート調査からは、議員ご質問の個別のケースやニーズ等を把握しきれていないのも現実であります。また、この間の地域公共交通会議において、通院や買い物など、いわゆる暮らしに直結する移動ニーズ等について議論した経過があるかのご質問であります。平成21年度から始まった、北部地区における事前予約制乗合タクシー事業以外にはございません。このため、町といたしましては、第6次の総合計画あるいは都市計画マスタープランの策定段階において、役場庁舎内での横断的な議論や検討、更にはそれぞれの策定委員の意見等を踏まえながら、将来の超高齢化社会を見据えた地域公共交通システムの在り方を、関係機関とも連携しながら、議論して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと再質問しますが、あのう、今後の方向性としては、ま、評価するということで1問目で、私言いました。つまり、3月議会とその点でまったく変わらないレベルの、私の認識なんですけれども。問題は、多分、でも、3月以降担当課とのやり取りなども含めれば、今の町長の答弁の意味合いは、もっと突っ込んで具体的に状況を把握していくというふうに、意味としてはなってるんだらうと。捉え、捉えたい。捉えましょう。問題は、ですからそれは、今後の計画の中の問題になります。

それで、再質問ですので、それを踏まえて2点お聞きします。今言った、3月議会とは多少違った意味合いでの実態調査、更には現在の把握している部分も含めて、それを来年以降のいろんな計画の中に最大限、ま、埋め込む努力をするとしてもですよ、しても。やはり先ほど私パネルなどで示した、あのような内容っていうのはですね、今までの町のアンケートからもなかなか導き出すには難しい実態。トイレが近くなるので、ちょっとバスは乗り辛いんだよねとか、だとかですね、ですからね、もっと本当に、先程目の前にある移動困難制約者、免許返納したいけれどもなかなか返納できない、そういう人達の、もう少し実態をきちっと聞くという場、もしくはそれをフォローしている団体、等から、もう少しね、生の声を聞いたうえで、その計画に反映していくと。つまり、タクシー、バス対策だけでは、そこを困難、解決できない部分があるという、そこを認めて頂きたいんですよ。そのためにも把握、きちっと具体的な、当事者というか、事情帯も含めて、把握してもらいたい、と思いますので、その点についてどうか。

それから2問目。で、1問目の質問はあくまでも実態把握をということですので、本題であればここまで留めておきたいんですけども、当然、3月6月の延長線で、こ

の実態把握等、直近の問題でいうと先ほど、福祉有償運送の具体的な対応も少し出ました。ですからその点について再質問でお聞きしたいと思うんですが。バス、タクシー、それから江差町としてのいろんな補助制度、町民課等でやってる補助制度、しかしそれだけでは救われないという意味での、福祉有償運送について、先程もいいましたが、これはパネルでも見せましたが、江差町内で団体としては3つでしょうか、いわゆるNPOなども含めて、福祉団体も含めて、3つが福祉有償運送を函館陸運支局と江差町、両輪で、具体的に利用者の必要性を認めるのは、かなり江差町に下駄を預けてる。預けられてるという側面もあります。制度上。そうしますと、こういう方は、福祉有償運送の利用が必要性が認められるということも含めて、制度上、可能な限り、江差町としてもサポートしていく、そのことによって、先程言った、なかなかバスは使いづらい、タクシーは使いづらいっていう方も買い物、通院、社会的参加等にも、今ままで3回だったところを2回休んでいたとかですね、病院に行くのもちょっと休んでいたではなくて、福祉有償運送を使えば、きちっと買い物も移動もできるというふうにすべきだと思うんです。そういう意味で、その事業体に対する、改めてしっかりとサポートをするべきだと思います。この2点について再質問いたします。

「まちづくり推進課長」

「まちづくり推進課長」

(議長)

「まちづくり推進課長」。

高齢あんしん課でないのか。「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員の1問目の再質問について、私よりご回答させていただきます。1問目もありましたけども、我々も一応鋭意努力して把握に努めさせて頂いているところは、議員ご理解頂けるかなと思っております。で、さらには、現在、福祉有償運送進められておりますNPO法人さんからも、生の声を聞かせて頂くという事も進めて参りたいと思っておりますし、さらには職員もご自宅に、高齢の方のご自宅を訪問しているほか、役場に来庁されましたお客様等々からも、その点のお話を聞きながら、今後も状況把握に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

地域公共交通会議の所管する課として、全体を含めたご答弁させて頂きたいと思えます。まず、議員おっしゃるですね、自家用の有償旅客運送、これは06年に道路運送法が改正されて、制度化されたというところがございます。それと、一方で、この最近、その、議員おっしゃるとおりですね、これらを利用できない方、あるいは足腰が弱まって、外出ができない方。こういった外出支援というのも非常の課題ということであげられております。で、議員もご承知だと思いますが、今、民間の方々が地域助け合いの中で、色々なサービスを行っております。その中では、移動手段というのも一つのカテゴリーにありまして、まったく対価を要しない完全無償型とか、あるいは私がおじさんをどっかに乗せて行って、いやあ雄司くん千円ありがとうねっていうような、そういう無償運送型。厚意の謝礼っていわれますが、そういう形態もございます。そういった中で、今直近の必要としている方々のエントリーにつきましては、地域公共交通会議の整理といたしまして、まずは介護保険の総合支援事業、これに申請をしていただきたいということを先般高齢あんしん課と話し合いをしております。そして、その、申し出に沿ってアセスをしていきたいと。アセスの中で必要なサービスということで、外出支援というのですかね、移送サービス、これが福祉有償運送に合致するのであれば、それは我々はそれを受けて、会員として認めていきたいと思っております。ただ、もう一つ、これに溢れた方々をどうしますかという、大きなくくりの問題がございますので、そこは総合計画もそうですが、総合計画ではきつと踏み込んだ内容までは望めないという気もしております。そこは、総合事業の周知と、それと運輸支局の方ともお話しをしまして、先程の飯田議員のご質問もあります、町全体の交通網の網計画というのが、運輸支局の方で補助メニューとしてありますので、そちらの検討も少し念頭にですね、動いて参りたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2問目に移ります。1問目と、まあ、高齢者の問題では共通しますけれども、2問目としてくくりました。高齢者の生活支援体制整備について、ということでお聞きします。要支援者と軽度の方という言い方もしますけども、高齢者の特に在宅生活を支えるために、地域支えあい協議体という部分と、これ江差町としてですね、各自治体にもあるんですけれども、自治体元で。あと生活支援コーディネーター、そういう部分で、今江差町でいいますと、まちづくりカフェなどを展開しております。これは3月議会でも、今の事業展開についても積極的に進めて頂きたいという、そういう立場で3月議会でやりとりしましたが。で、そのコーディネーターと協議体に、そもそも、最初に求められていたのは、介護保険事業が改正されて、いわゆる総合事業というものを導入

されて、この事業がコーディネーター、協議体という部分が動き出したんですけれども、そもそも最初に求められたのは、高齢者の生活支援、そのサービスをする体制整備、どうやって推進していったら良いの、それを目的として、先程の1問目にも通ずる問題なんですけれども、もちろん移動サービス以外ということも含めて、日常の生活ニーズ調査、食事だとかもそうでしょう。そういうニーズ調査や既存の地域ケア会議等で、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくと、いうこと。これはいろいろ厚生労働省等の資料にうたわれていることだと思います。それで、先程いった軽度の方、まあ要支援者など的高齢者。それだけじゃなくて、一般高齢者も含めて、外出、移動、食事、自分の健康が心配だ、介護が必要になった、社会参加がやはり求められる。外出引きこもりにならないように、外出しよう。そういうニーズ本当に多岐に渡ると思うんですけれども、また、地域によって、待場、あと本当に椴川だ、五厘沢だ、本当に地域によって多岐に渡ると思います。いろんな違いがあると思います。それで、あらためて、現時点でお聞きしたいと思うんですが。この高齢者の、先程1問目では、移動手段に特化してお話し聞いたんですけども、もっと全般に高齢者の日常生活のニーズ調査、これが協議体だとかまちカフェだとか、そういう議論、活動を通してどういふふうが高齢者の在宅生活を支えるうえで、具体的に課題、問題点、高齢者から浮かび上がってきているのか。今も丸三年で四年目に入るんですか。ですからこの間、貴重な経験が、貴重な調査が当然あったはずなんです。で、そういう中からどういう問題点が浮かび上がってきたのか。まず、紹介して頂きたいと思います。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

高齢者の生活支援体制整備に関するご質問でございます。これまで地域実態把握調査やタウンミーティング、地域支えたい協議体、まちづくりカフェを地域で支えあえる体制の構築を目指して、町民の皆さんとともに進めてまいりました。様々な要望や地域課題が出されており、その全てをこの場は紹介できませんので、大きく共通している事項について、3点ご紹介させていただきます。

まず、人口減少、少子高齢化に関わることですが、町内会や老人クラブ等の担い手が不足しており、役員の受け手や行事等を行ううえで支障が出始めていることや、大雪の時などの除雪が困難であること。子ども達と触れ合う機会、場所が無くなっていることなどが挙げられます。

次に、1問目のご質問にも関連いたしますが、路線バスの運行本数が少ない。地域商店の廃業により、買い物が不便であり、買い物バスを復活してほしいという要望もごいます。

次に、地域における触れ合い、集いの場や、食事を共にできる場所が欲しいなどの声もありますが、反面、人付き合いが苦手であり、人の集まる場所には行かない等の声もございます。

その他にも色々な要望等がございますが、これらの中から、それぞれの地域の皆さん、協議体、まちづくりカフェ等での活動でできることをみつけ、町民の皆様が主体となり、解決に向けた活動をされております。

ただ、挙げられております要望や課題は、議員ご指摘のとおり、多岐に渡っております。地域支えたい協議体や生活支援コーディネーターが中心となり、地域全体の高齢者支援のニーズ把握に一層努めてまいります。行政といたしましても、各種団体や地域の協力を得ながら、具体的な支援、サービスのあり方を検討してまいりたいと考えております。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ええと、多分、今出された課題については、私もほぼ同一な見解を持っている内容だろうと思います。問題は、今、コーディネーターの方も含めて、協議体の論議も含めて、今のような課題が各地域の実態調査からも浮かびあがってきてつつある。もしくは来ている。で、それをどうするか。どうするか、です。これはなかなか介護保険、一般の高齢者も含めて、介護保険として括った事業展開するのが、一番、今の江差町として、独自の事業としてはなかなか困難だとすると、介護保険全体の中での、一般方も含めた事業展開だとすると、次期介護保険事業計画、今国の方でも、次期計画について、要介護1、いや、5、4、いやごめんなさい。1、2を国の制度から落として、廃止して、各自治体に降ろそうとか、今の要支援1、2と同じようなやり方も、かなり強烈に出てこようとしておりますけれども、次期計画の中にしっかりと、今町長達がおっしゃった課題をどうするかということを、具体化するためにも、まさしく今、今年、来年、具体化しなければならない課題です。ある程度、まったく目新しいものを引っ張ってくるということも、そんなになんじやないかなと私は思ってるんですよ。現在の中でも、そういう軽度の方などを、ちょっと専門的に確か言われているのは、訪問事業でもA型、B型、C型、D型、特にD型あたりが移動も含めて、使えるんじゃないかなとかって、こう、輪切りにした事業展開を国でも展開しておりますけれども、いずれにしても、先程食事、移動、サロン、集いの場、これを国でも想定している事業の中に、しっかりと組み込んでいくことが、私は一つの選択肢として、やっていかなきゃならないと思うんですよ。いろんなことをなにか論議しているかもしれませんが、どうもね、堂々巡りの論議で終わってしまったら、本当に高齢者は救われない。目の前にある困難層を

ね、論議だけしてしまっていて、いつそれを具体化するんだと、もう目に見える方法論を出さなきゃならないと私は思ってるんですよね。その点について、担当課の考え方を聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

小野寺さんの再質問のご回答をさせていただきます。まず、我々、議員ご承知のこと、通りなんですけれども、まちづくりカフェを筆頭といたしまして、地域支えあい協議体等々を踏まえて、地域のニーズですとか、課題を拾い上げながら、地域でどうやってそれらを解決していけるかっていうのを、力点に置きまして、これまで三年間活動してきておりますし、これからもそういう動きを進めていくのは、当たり前なことなんですけれども、それを踏まえまして、実は反面、議員ご指摘の通りですね、介護予防日常生活支援総合事業におきます、サービスの類型でございます。訪問型サービスや通所型サービス、更にはその他生活支援サービスについての取り組みが若干遅れているという点につきましては、否めないところであります。それらにつきまして、現在我々も、課内での協議になってございますけれども、どのように取り進めていくか等々を介護保険係並びに包括支援係の方と共にですね、協議を進めているところでして、ただ実際、町内各それぞれの地域においては必要なサービスがまず異なっているということ。多様なニーズになっているということ。また、介護保険の特別会計におけます財源、国の交付金等の話になりますけれども。また、現在の介護保険計画、それらの兼ね合い。さらには公共交通機関等との調整等々も必要になって参りますので、それらを踏まえながら、次期計画、8期計画が策定が来年度からスタートいたします。それらに8期計画の中に盛り込みながら、事業実施の方、取り進めていけるよう努めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、小野寺議員。3回目の質問ですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。えっと。2問目についてはもうしません。是非頑張ってください課長。時間はそんなにないと思いますので、よろしく申し上げます。町長の方もよろしく申し上げます。

で、3問目です。町のいわゆる臨時職員、非正規職員について、これも一般質問、予算審議で何回か取り上げた問題ですが、いよいよ目の前に迫ってきております。地方公

務員法の改定で、地方自治体の非正規職員、一年任用の会計年度任用職員として制度化されまして、2020年度から施行されるために、各自治体で条例化の準備が進められております。9月議会でしょうか、12月議会でしょうか。条例案が出ると思います。それで、この、正規職員を前提としているはずの地方公務員法。しかし、実際は職員の非正規化がどんどん、この江差町も含めて進んで、いわゆる低賃金、不安定雇用、官製ワーキングプア、これが全国的にも増えまして、社会問題となっております。それに加えて今回の、この地方公務員法の改定で、私は次のような問題点があって、これが深刻化する、本当に懸念されているのではないかと思います。何点かあげます。

一つ。会計年度任用職員、これからの名前、新しい制度こういう名前になりますが、会計年度任用職員、任用の回数、継続期間に制限がない。非正規職員であっても公務員だとして、民間に適用されているパート労働法や労働契約法、これが適用されない。それから、非正規雇用で、いわゆる5年を超えた場合に無期雇用に転換するという、転換規定、これ申込みの権利も、これも適用されない。何年働いても、場合によっては非正規のまま。それから、1年任期のため、昇給がないどころか、自治体の意向で突然雇い止めされるおそれがある。こういう問題が指摘されています。あと、フルタイムかパートタイムに分けられます。で、それで、手当が、格差がつけられると。これが現在の、いわゆる臨時職員の方が、会計年度任用職員になるうえにおいて、こういう問題点が私は考えられます。

で、国会の質疑では、法改定の主旨は、地方公務員法の改定の主旨は、任用の適正化と勤務条件を確保するという。それから不利益変更がおこらないようにしていく。そういう答弁、やり取りの中で出ております。私としては、まず国のそういう状況等も踏まえながら、3点質問いたします。

一つ目。正規職員と同等の職務内容の非正規職員、私は江差町の状況を見てもいると思います。いる。そういう正規職員と非正規職員との職務内容が同等だという場合、やはり私これは、正規職員化を進めること。これは第一条件だろうと、前提だろうと私は思います。

二つ目。条例の制定にあたって、非正規職員に対しての賃金。労働条件の引き下げなどの、先程国会で論議になっていた、不利益変更は行わない。このことによって、切り下げるということをさせない。しない。

三つ目。正規職員との同一労働同一賃金。で、これに向けた、これはなかなか法律的には、あの、しんどい部分なんですけれども。自治体の努力を、続けることと。私は最低この四つの、三つ、江差町としても貫徹すべきだと思いますけれども、四つの点について、町長の見解を伺います。

「町長」
議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、町の非正規職員に関してのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の非正規職員を正職員化することにつきましては、平成29年9月議会での答弁の繰り返しと、にもなりますが、定員適正化計画を基に、全体的に考えていることから、現時点におきましても、正規職員化は困難であるものと考えています。しかしながら、一部職種によっては必要性が出てくる可能性があることから、考察して参りたいと考えております。

2点目の非正規職員への賃金、労働環境の引き下げに関してましても、会計年度任用職員制度に準拠した賃金、労働条件で設定することを基本としておりますし、パートタイムとなる職員には、期末手当が支給され、フルタイムとなる職員は、支給される手当の種類や休暇の種類で、大幅に改善されることとなりますが、条例の制定にあたっては、細心の注意をはらいながら整備して参りたいと考えております。

最後に3点目の、同一労働同一賃金に関してでございます。会計年度任用職員制度においては、職務の内容や責任の程度は常勤職員と異なる設定をするとされていることや、給与面においても、制度に準拠することを基本とすることと、基本とすることとなりますので、ご理解願いたいと思います。

今後におきましても、対象となる非正規職員はもちろんのこと、職員の説明を行うなど、大きく変わる会計年度任用職員制度に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長申し訳ない。総務課長、ごめん。条例の提案はどういう今スケジュールになるか、そこだけちょっとすいません。再質問でお聞きしたいと思います。申し訳ない。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

会計年度任用職員制度に係ります、条例の制定あるいは一部改正等々につきましては、本年12月議会に提案すべく、今準備をしているところでございます。具体的にはですね、職の必要性を検証したうえで、任用根拠を明確にする。二つ目にフルタイム、パートタイムの区分け。三つ目として、給与関係、勤務条件、任用の手続き等の整理。そして、職員団体との協議等々をですね、9月、10月頃までには終えまして、11月には議員の皆さんに説明をさせて頂いたうえで、12月議会への提案というふうに今思っているところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。では最後に移ります。

防災関係であります。5月に北海道が主催で防災総合計画、ああ訓練がありました。それもありませんので、改めて今回四つ目として、防災対策を着実に強化しようという標題でおこしました。先ほどいいました、北海道の防災総合訓練、江差町として私も住んでおります南ヶ丘のふれあいセンターで、避難者の受け入れという訓練、行わせて、参加させて頂きました。大変貴重な経験、体験をさせて頂いたと思っております。その体験から何点か感じたことを、ある意味提案ということもありますが、町長の所見をお聞きしたいと思います。

それで、まる1ですが、一つ目ですが、改めて今回の訓練、実感しましたのは、やはり南ヶ丘、私の住んでいる南ヶ丘だけで考えても、やはりあんなに大きくなくても良いから、訓練は、もう、短い期間、できれば1年、2年位でも、実施、それは町が実施する、いやいや自治会が主体となって、町にいろんな意味で援助してもらおう。色々やり方あるかもしれません。そういう意味では、地域の自治会の努力ということもまた求められると思いますが、いずれにしても、これは自治体と、町と地域と一体となって結果的にやらなければならない、なりませんので、やはりそういう意味で、いつ津波が、大きな災害があるか分からない。そういう意味で、各地域、あの、積極的にやっているとこもあれば、数年やっていないところもあると思います。そういう点で、是非、大変な仕事になるかもしれませんけれども、まずできないでしょうか。というのが一つ。

二つ目。北海道では今、条件の厳しい時。例えば冬だとか、ですね、夜間だとか、そ

ういう訓練をやってるし、これからもやろうとしております。で、私も本当に思います。冬、それから本当にもう、真っ暗な時、いずれにしてもそういう条件の悪い時も、度々っていうわけにもいきませんけれども、これも江差町として何とか地域の協力を得ながらできないのか。が二つ目。

で、三つ目。これは私の持論ですけども、本当に拠点、拠点、全てとは言いませんが、全ての避難所とはいいませんけれども、一定程度拠点とすべき避難所というのは、それは私は北部だ、中心部だ、ま、南部だ、一定程度そこはある程度強化していくということは必要じゃないかなっていう意味で、拠点拠点ってよくいうんですけども。そういう所に、すべからくの避難所には無理にしても、一定の拠点と思われるところには、災害備蓄品、先だっの総合訓練の中でも、いろんな物が北海道等から実際に展示、さらには提供ありました。で、それを少しずつ備蓄していくと。先だっは段ボールベットの組立。大変あれは好評でしたね。みんなでワイワイと集まって、段ボールベットの組み立てるのに、本当に難しいというか、実際に組み立てたら、これは有用な避難先のベットだなということも含めて、それから災害用のトイレもありました。いずれにしても、ただ訓練の時にそれを見る、やるだけじゃなくて、できれば計画的にそれを備蓄していくと。そうすると訓練にもそれすぐ地域で使える。やれる。という意味で、まる3あげました。

最後。大きな意味での防災訓練とはならないかもしれませんが、日常的にということも含めてですが、よく、AEDの、自動体外式除細動器、ごめんない。AED、これ良く訓練等、南ヶ丘でもやりますけれども。で、問題はですね、地域にない、ちょっと離れたら小学校だとか、南ヶ丘ですと運動公園にあります。その、地域でなんかあったらすぐそこで運び出して、そっからもってきて、そのAEDを訓練だけじゃなくて、何かあった時にそのAEDを使うということを考えた場合に、先程も言いました、一定の拠点の避難所になるであろう、学校等は当然あると思うんですけども、集会所あたりについては多分ないと思うんですが、あるところがあればちょっと教えて頂きたいんですけども、そういうところにもAEDをきちっと設置するということが、私は必要ではないかという気がします。

以上、四つ、提案という形で、町長の所見をお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の4問目、防災体制に関するご質問にお答え申し上げます。まずご質問を申し上げる前に、去る5月25日の実施の北海道防災総合訓練に五勝手町内会と南ヶ丘自治会、約80名の方の参加者により、避難訓練及び避難所運営訓練を終えることがで

きましたことについて、両町内会、自治会に感謝を申し上げます。

さて、ご質問の1点目として、地域での訓練実施についてでございます。各町内会では、災害に対する意識が高くなっていることから、町内会独自での防災訓練や防災研修会が、年間で5か所程度の町内会で実施されており、町からも担当職員が参加させて頂き、図上訓練や避難訓練、さらには消防職員による救急救命講習などが行われている現状であります。が、しかし、実施されていない町内会を含め、各々の町内会にも一層の呼びかけをし、連携しての訓練実施を継続して参りたいと考えております。

2点目の条件の悪い時期での訓練の実施についてでございますが、積雪寒冷期での避難所開設を課題と捉えております。積雪寒冷期での避難はもとより、避難生活の体験も含めた訓練の必要性も感じていることから、実施に向けて、努めて参りたいと考えております。

3点目の集会所への備蓄整備についてでございますが、資機材を含めての備蓄品は防災備蓄センターで一括備蓄しており、北部地区での分散備蓄も検討しているところでございます。現状で避難勧告、避難指示に伴って避難所を指定する場合は、災害の種類や災害の大きさによって避難所を固定できないことから、効率性を考えて指定した避難所に備蓄品を搬入することで、今後も対応していきたいと考えております。

なお、備蓄品の整備につきましては、今年度で積雪寒冷期での避難所開設を想定し、暖房器具、発電機に加え、段ボールベットや生活必需品を含め、整備を図ることとしておりますが、最終的に災害時備蓄計画期間中で、目標数値に近づける努力をしていきたいと考えております。

最後に集会所へのAEDの設置についてでございますが、役場、学校、社会教育施設等の公共施設11か所に設置している状況の中で、防災拠点、介護拠点施設としての集会所に、今の11基からの増設して設置すべきなのかどうかも含めて、集会所のみならず、町全体として考えて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね、小野寺さん。

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で今定例会に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第6、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項に規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法等の一部を改正に伴い、平成31年3月29日専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例について、説明を致します。本改正につきましては、平成31年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に交付され、地方税法施行令、及び施行規則等についても、併せて改正が行われ、原則本年4月1日から施行されたことによりまして、関係する条例の改正につきまして、専決処分を行ったものでございます。

議案書の5頁から16頁、定例会資料の資料1、1頁から40頁が関係分でございます。資料の1頁から3頁が改正の概要、4頁から40頁までが新旧対照表となっております。多岐に渡る部分ですが、主な改正に、改正内容につきましては、町民税に係る部分につきましては、単身の児童扶養者の町民税非課税措置の対象への追加、併せてふるさと納税の寄附金控除を適合基準指定団体への寄付を、寄附金を対象とする規定の整備の他、住宅借入金特別控除に係る期間の延長をするものでございます。

また、寄附金税額控除の対象となる社会福祉法人に、改に社会福祉法人雄心会を追加するものでございます。

また、法人町民税に関しましては、大法人における申告書の電子情報処理組織における、提出義務について、柔軟化をする内容になってございます。固定資産税関係につきましては、高規格堤防整備事業による移転補償を受けての、新築する家屋への減額、及び熊本地震に係る固定資産税の特例措置について、新たに新設をするものでございます。

また、軽自動車税につきましては、グリーン化特例による減税の対象要件を段階的に絞り込みをしながら、4年間の延長をすると共に、本年10月から適用となります。環境性能割につきまして、臨時的に1%の軽減をするという内容になっているものでござ

います。

以上が、簡単でございますが、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願
い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第7、承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求

めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、平成31年3月29日に専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

続きまして、承認第2号の江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を致します。

議案書の19頁、定例会資料、資料2の41頁から43頁となります。地方税法施行令の改正によりまして、基礎課税額、医療分と呼ばれる部分ですが、掛かる賦課限度額が61万円、58万円から61万円に引き上げられたことに伴いまして、町条例における賦課限度額、現在54万円となっている部分を、政令基準の61万円に引き上げることと、併せて昨年度に引き続きまして、低所得者に対する軽減の拡大策としまして、国民健康保険税の応益割の2割軽減、並びに5割軽減の対象を積算する際の単価を、それぞれ引き上げるものでございます。この改正による影響と致しましては、平成30年度の加入者ベースを、で比較した場合におきましては、賦課限度額の引き上げによる負担増になる方につきましては、高所得者層で13件程の、で、負担増になるところでございます。

また、軽減分につきましては、おおよそ7世帯で、12万円の軽減拡大が見込まれるというところでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第8、承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

江差町小学校電話設備不具合に伴う更新に係る経費について、3月26日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きましょう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書23頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表にて、ご説明申し上げたいと思います。

専決処分で予算補正致しましたのは、江差小学校学校電話設備更新でございます。内

容でございますが、江差小学校の電話機が度々不具合が生ずるようになりまして、発信も着信も出来なくなるような状況、そういった状況も発生するようになりましたことから、全ての電話機の交換をすることとしたものでございます。

補正額63万8千円、全額一般財源としております。それで、交換するにあたりましては、業務への影響が少ない春休み期間中に実施したことから、予算の補正を専決処分さして頂いたものでございますが、工事の完了が4月となる見込みでございましたことから、併せまして、繰越明許費の補正についても、専決処分をさして頂いております。繰越明許費の補正は27頁でございます。第2表、繰越明許費補正でございます。補正額と同額を繰越すこととしてございます。

説明は以上でございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第3号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第9、承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

5月10日に漂着した木造船の処理等に掛かる経費について、5月10日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書37頁をお開き願いたいと思います。資料の方は、44頁となります。補正予算の内容でございますが、漂着木造船緊急対策事業でございます。

専決処分をした日、5月10日の午後でございますが、五厘沢海岸に朝鮮半島からと思われる木造船が漂着致しました。漂着致しました木造船は、定置網に絡まっている状態でございます。網に被害が生ずる恐れがあったことから、引き上げ作業と廃棄物処理等に掛かる経費を専決処分させて頂いたものでございます。補正額は101万5千円、全額一般財源にして、ございます。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第4号、平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第10、報告第1号、平成30年度江差町一般会計繰越明許費、繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成30年度江差町一般会計繰越明許費、繰越計算書についてでございます。

平成31年度に繰り越して使用しようとするプレミアム付き商品券事業並びに江差小学校電話設備更新に掛かる予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方2頁をお開き願いたいと思います。2つの事業につきまして、翌年度へ予算を繰越したので、繰越しました予算額を報告するものでございます。

まず、民生費のプレミアム付き商品券事業でございますが、第1回定例会におきまし

て、補正と繰越明許の議決を頂いたものでございます。

教育費の江差小学校電話設備更新でございますが、先程、承認第3号において、ご説明した内容のものでございまして、いずれも、議決あるいは承認頂きました金額と同額を繰越したことについての報告となるものでございます。

繰越額、財源内訳につきましては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上でございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第1号は終わります。

(議長)

日程第11、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第2号は終わります。

(議長)

日程第12、議案第1号、江差町総合計画制定、制定条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第 1 号、江差町総合計画策定条例の制定についてでございます。

総合計画の策定にあたり、総合計画の定義が明らかにすると共に、江差町総合計画策定審議会への諮問や、議会による議決等、その策定手続きに、手続きに関し、必要な事項を定めるため、江差町総合計画策定条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」 (補足説明)

それでは、私の方から、今般の総合計画策定条例の概要について、説明させていただきます。議案の 48 頁、定例会資料の 45 頁、となります。

今般の条例制定に背景には、平成 23 年の地方自治法の一部を改正する法律が交付されたところにあります。これは、各自治体における総合計画の法的な策定理由がなくなって、策定及び議会の議決を得るかは、自治体の判断に委ねるといったこととなっているところが背景でございます。総合計画は、従来から町の総合的且つ、計画的な、行政運営の指針を示すものであること。また、人口減少問題など山積する課題の中にあって、個別の行政分野における計画や総合戦略などの、重点施策との整合を図り、均衡ある町の発展に寄与するものであると考え、先程の町長の提案説明にもあるとおり、総合計画の意義や策定にあたってのプロセスなどを定めるものであります。

条例の内容ですが、全 9 条から構成されております。1 条では目的を、第 2 条では総合計画とは、といった用語の定義を定めています。また、第 3 条において、町の責務として総合計画の策定を義務付け、第 4 条では、計画の策定に関し、審議権、審議会への諮問を付しております。第 5 条では、基本構想について、二元代表制の意義を踏まえ、また町民総意の計画であることを位置付けるため、議会の議決を得ることを明記しました。第 6 条は、町の都市計画マスタープランや地域福祉計画などの分野別の計画としっかりと整合性を図るものとし、第 7 条においては、共同共存の観点から積極的な情報を公開するものとしております。また第 8 条においては、第 1 項で従前の策定審議会条例の廃止を、第 2 項では、審議会の委員数を明記し、第 3 項では、審議会の運営などにつ

いては、別に定める規則に委任するというので、規定しております。最後に第9条は、本条例の施行に関する不足部分について、別に定めるというところにした所であります。

附則でございますが、第1項で条例の施行日を、第2項で従前の江差町総合計画策定審議会条例の廃止を、第3項及び第4項においては、本条例の、条例の施行に伴い、審議会委員及び計画について、それぞれ経過措置を設けたところでございます。

以上、私の方から江差町総合計画策定条例の補足説明とさせていただきます。議決方、宜しく申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第1号、江差町総合計画策定条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第2号、江差町森林環境譲与税の基金条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (提案説明)

議案第2号、江差町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

本年9月に森林環境譲与税の譲与が開始されることに伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運営するために、必要な事項を定める江差町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」 (補足説明)

はい。それでは、私の方から江差町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

議案の52頁、資料の46頁をご欄下さい。町長からの説明がありましたとおり、本年9月から森林環境譲与税の譲与が開始されることとなっております。この森林環境譲与税は、地方譲与税であり、あるため、種と細かく規定する国補助金等とは異なり、地方公共団体に一定の裁量権が認められておりますが、法令で定める目的財源であることから、法令の定める、定め範囲で適切に執行する必要があります。譲与税の使途範囲は、森林整備やそれに必要な人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発の促進に必要な事業となっていることから、基金を設置し、法令で定められた使途を明確化を図り、事業の執行と財源の管理を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町森林環境譲与税基金条例の制定について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。

この度の改正は、町長説明にありましたとおり、国会議員の選挙等の執行経費に基準に関する法律、更には公職選挙法の一部改正による報酬額等の変更に伴いまして、本条例も同様に改正をするものでございます。

条例の改正内容につきましては、投票管理者の他、開票管理者、選挙長、立会人等々

の区分におきまして、日額報酬をそれぞれの区分において、最大で500円から300円を引き上げることに加えまして、現状で指定ございませんでした期日前投票所等の管理者並びに立会人等においてもですね、規定するという内容でございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、でございます。

軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の要件について、北海道の取り扱いに合わせる必要性が生じたため、江差町税条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「税務課長」。

「税務課長」（補足説明）

それでは、議案第4号の江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、説明を致します。

議案書の56頁、資料につきましては48頁から49頁が該当になります。本年10月1日より、現行の自動車取得税に変わりが、環境性能割が導入されることに伴いまして、軽自動車税に掛かる環境性能割が、今度は市町村税というふうになります。当面の間、この軽自動車税の環境性能割については、北海道が徴収し、町に納付するという事となっております。これらに掛かる町条例の規定につきましては、すでに条例改正を行っているところでございますが、先程、町長の提案にもありまして、非課税及び課税免除、また減免の取り扱いについて、各市町村ごとの条例において、対象範囲等に一部差があるということで、相違があるということから、北海道が効率的にこの賦課徴収を行うにあたりまして、この取り扱いについて、町条例の規定に関わらず、当面の間、北海道の自動車税の環境性能割の規定の例に基づき、賦課徴収を行うとする旨の規定を追加するものでございます。これにつきましては、平成29年3月の改正された条例の10月1日施行となる、未施行の部分の一部、追加改正を行うものでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第5号、江差町介護保険税条例の一部を、条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本年10月に予定されている消費税率引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号非被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、江差町介護保険条例等を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、私より議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書58頁、定例会資料50頁の資料8をご覧ください。本年10月の消費税率1

0%の引き上げに伴いまして、増収分を財源にして、第1号非保険者、いわゆる65歳以上の方の内、所得の低い方の介護保険料を軽減するものでございます。

資料中段の改正内容、①、②に記載のとおり、所得区分の第1段階から、第3段階の方が対象となっております。第1段階の方が年額2万8,100円、第2段階の方が4万6,800円、第3段階の方が5万4,300円となっているものでございます。これに伴いまして、本来の保険料でございます、条例で定めている保険料による総収入額から、約1,100万の収入減となることとなりますが、これにつきましては、国が50%、道が25%、町が25%の割合で、補填されるものでございます。本条例の施行日につきましては、交付の時から施行致しまして、平成31年4月1日からの適用としてございます。なお、資料には、令和2年度につきましてはの保険料額も記載してございますが、こちらにつきましては、法施行がされていないということで、国としましては、段階的にここまでもって行くということになってございますので、来年度におきまして、こちらまた、条例改正の方をさせて頂きたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第5号、江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。

議案書59頁、60頁、定例会資料53頁の新旧対照表をご覧ください。本一部改正は、放課後学童支援員の資格を得るために受講が必要とされる、放課後児童支援員認定資格研修について、従来都道府県が実施するもののみでしたが、今年度から政令指定都市においても、当該、研修を実施出来ることとなりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上が一部改正の概要となっております。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

2時30分迄、休憩致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第18、議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

ご説明致します。

議案書は61頁、62頁、定例会資料は54頁から56頁の新旧対照表となっております。

本条例は、家庭的保育事業者の運営基準等に関して、現状の運営状況等踏まえて、基準の更なる緩和を検討すべきの方針により、基準奨励が本年一部改正されたことから、当町における事業実施の実態はありませんが、基準奨励と同様に一部改正するものでございます。

家庭的保育事業者等につきましては、連携協力を行う、保育所や幼稚園などを適切に確保しなければならないとされているところですが、平成30年4月時点で、多くの事業者が連携施設を確保出来ない状況にあることから、連携施設を確保しないことが出来る経過措置を延長することや、卒園後の受け皿の認定については、地方自治体が運営支援等を行っている認可替え保育施設から確保出来るようにするための方策を検討することとされてことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以上が、一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第8号、令和元年江差町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、プレミアム付き商品券事業など、12事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,684万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ、59億300万6千円とするものでございます。

併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。なお、一般会計予算及び各特別会計予算、水道事業会計予算の年度につきましては、これ以後、平成31年度を令和元年度と表記及び呼称にするものと致しますので、ご了承願います。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議に上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方は65頁をお開き願いたいと思います。

まず、最初に財源更正の4事業につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、養護老人ホーム建設事業補助でございますが、当初予算におきましては、起債の充当率を95%程度で見込んでおりましたが、100%で充当出来る見込みとなったことから、財源更正をしたものでございます。

次に、水堀排水機場長寿命化対策でございますが、こちらも当初、一般単独事業債で見込んでございましたが、過疎対策事業債で借入出来る見通しとなりましたことから、充当率過疎債の方が高いものでございますので、財源更正さして頂いたものでございます。

次に、陣屋町地区小規模治山でございますが、こちらの方も充当率を落として計上していたところでございますが、満度に充当出来る見込みとして、地方債を増額しているものでございます。

次に、公営住宅長寿命化対策でございます。国庫補助金の内示額が見込みを下回ったことから、その分、国庫支出金を減額し、起債を充当することとしたものでございます。財源更正は以上でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。資料は57頁となります。消費税率が10%へ引き上げられることに伴い発行されます、プレミアム付き商品券に掛かる経費の補正でございます。補正額は510万9千円、全額、国庫支出金となるものでございます。

次に、緊急通報システムセンター装置更新でございます。当初、備荒資金組合からの借入として、地方債として計上してございましたが、事業の内容と致しましては、組合からの資機材の譲渡であり、町は代金に相当する額を5年間に渡って、組合に支払うものであったため、地方債を減額し、償還額を一般財源で計上したものでございます。補正額は349万円の減額、地方債を390万円減額し、一般財源を41万円増額してございます。

次に、上ノ国町子ども発達支援センター負担金でございます。支援センターには、国庫補助と道補助が交付されてございますが、道補助金の対象外となるものがあったということで、平成25年度から28年度までの4か年分について、返還することとなり、構成町も応分の負担をすることとなったもので、当町の負担分について、補正をするものでございます。補正額は、109万1千円、全額一般財源でございます。

次に、保育所広域入所でございます。江差町在住の方で、勤務の都合から、0歳児のお子さんを上ノ国町の保育所に入所させたいと申し込みがあったことから、広域入所の委託に係る経費を補正するものでございます。補正額は145万6千円、全額一般財源でございます。

次に、風疹追加的対策事業でございます。資料は58頁でございます。予防接種法施行令の一部改正に伴い、改に予防接種の対象者となった方々の抗体検査、予防接種、これらに係る経費の費用を補正するもので、補正額は212万5千円。内訳は、国庫支出

金が82万7千円、残り129万8千円が一般財源となるものでございます。

次に、経営所得安定対策でございます。江差町地域農業再生協議会が行う、経営所得安定対策の推進活動や要件確認などに要する経費の補正でございます。協議会への補助をとという内容でございます。補正額は77万9千円、全額道支出金でございます。

次に、森林環境譲与税基金積立でございます。森林環境譲与税、先程、条例が可決されました、森林環境譲与税基金に積立をするものでございます。補正額は275万4千円。基金に生ずる利息1千円をその他財源としている他、275万3千円は、全額譲与税となるものでございます。

次に、生涯学習バス更新でございます。資料は59頁をお開き願いたいと思います。現在、運行している生涯学習バスでございますが、26年程経過しまして、修繕の回数も、修繕金額も多くなってきましたことから、買い替えをするものでございまして、同規模の中古車を購入する内容となっております。車両本体他、諸経費と夏タイヤ購入経費を補正するものでございまして、補正額は701万7千円、全額一般財源となります。補正額合計では、1,684万1千円で、国庫支出金が62万7千円、道支出金が77万9千円、地方債が2,650万、その他、特定財源が1千円、一般財源は1,106万6千円の減額となるものでございます。

次に、68頁をお開き願いたいと思います。第2表の債務負担行為の補正でございます。先程、補正の中でも説明しましたが、緊急通報システムセンター装置更新でございますが、令和5年度まで、備荒資金組合に償還をして行く、そういう様な内容でございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。限度額は357万2千円としてございます。

次に、69頁でございます。第3表の地方債補正でございます。財源更正致しました4事業と減額しました、地方債を減額しました、緊急通報システムセンター装置更新についての起債限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法等は、変更ございませんので、割愛させていただきます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、説明、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。水堀排水機場長寿命化対策及び観光振興(地域DMO事業)並びに除雪ドーザー整備、江差北中学校体育館屋根等、屋根等改修の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更したものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員で、全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び、日程第22、議案第11号、北海道市町村職員退職手当等組合規約の変更について及び、日程第23、議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。議案第11号、北海道市町村職員退職等組合規約の変更について。議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。加入団体の脱退の伴い、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組合規約、並びに北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

補足説明をさせていただきます。議案第10号から第12号迄の、当該、3つの組合に關しましての規約に一部変更についてでございますが。いずれの組合におきましても、北空知葬斎組合、ひだか地区交通災害共済組合、及び池北三町行政事務組合の3組合の解散がありましたことから、削除をするという内容でございます。地方自治法に規定する一部組合の規約を変更しようとする時には、関係地方公共団体の協議が必要となっておりますことからの、提案となったものでございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第11号、北海道市町村職員退職手当等組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第12号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、議案第13号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第13号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、契約の目的、新陣屋団地3号棟建築主体工事、工事場所、江差町字陣屋町127番地5他、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、8,195万円、契約の相手方、檜山郡江差町字豊川町168番地1、株式会社前田組、代表取締役、前田憲男、でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第13号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第25、議案第14号、工事請負契約の締結について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第14号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるも

のでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、江差北中学校体育館改修工事、工事場所、江差町字水堀町147番地、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、5,483万5千円、契約の相手方、檜山郡江差町字桧岱215番地、亀田工業株式会社、代表取締役、亀田宏でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

これは、どちらの課長を見て、建設課長になりますか。今の提案ありました、北中学校体育館の改修工事の請負契約について、お聞きしたいと思います。

実は、3月の定例会、予算質疑でも、入札の関係で、特に分離発注の件で質疑させて頂きました。議事録見ました。こういう答弁でした。「その工事の内容、地域の情勢を踏まえて、総合的に判断をして、業者選定、分離発注を考えていきたい。」、ま、そういうことでした。また、要項等策定の考え方について、町内議論をしていきたい。とそういうことでありました。それで、合えてちょっとここで、質疑させて頂きますのは、事業から見て、3月議会の私の分離発注、可能性があるとする、具体的にというのはまた、課長の方から答えてもらうことになると思いますが、分離発注するとなれば、例えば、この体育館改修工事、出来るんじゃないのかなとそういう意味で、この場で、お聞きするという意味であります。

それで2つ、お聞きします。まず、實際上、具体的には指名選定委員会、江差で言いますと、役場の中にある指名選定委員会で、仮に論議するとなれば、そこかなと、いう気が致します。それで、まず、指名選定委員会で、分離発注の論議があったのか、どうか、で、もし、あったとすればですね、結果的には、一括発注、とういことになります。どういう論議があったのか、聞きたいと。これが1点目です。

それで、2点目として、3月議会で言いましたが、この間、江差の公共工事で、分離発注、事例としてはありました。3月議会でも聞きましたが、結局、これは分離発注す

る、これは一括発注するという部分について、私、分かりませんが、がんじ搦めの仕組み作るということは中々難しいかも知れませんが、市町村見れば、色々、ガイドライン作ったり、要項等作ったりして、一定のラインを作って、きちっと検討課題に上げる。検討課題に上げて、これは、分離発注するかしないかと。いう部分がありますが、江差町として、3月議会では、要項等の検討の課題も提起したんですけれども、その点、何か、要項等のことについての検討、論議しているとすれば、どうなっているか教えて頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

それでは、あの、小野寺議員の質問につきまして、北中の体育館の関係でございますけれども、指名委員会の事務局を所管しております、私の方からですね、ご答弁申し上げます。

分離発注、又は、一括発注のですね、議論の話でございますけれども、当然、指名選考委員会の中で、議論をした上でですね、決定している内容でございます。指名選考委員会にあたりましては、担当課におきまして、設計会社、あるいは、今回、工事の施行管理の技術支援をして頂きます、北海道建設技術センターへのですね、確認を行いまして、技術的な検知から意見等を聴取しているところでございます。指名選考委員会ではですね、それらの内容を踏まえた上で、工事全体におけます、各工種のですね、割合でありますとか、工事の工程、それから、現場の施工性、更には、今回の工事につきましては、施工場所が北中の体育館ということで、学校でございますので、特に安全管理などに十分考慮した上でですね、総合的に判断して、一括発注となったところでございますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、要項等の検討にございますけれども、3月議会でも、ご質問があった内容でございますが、この間、分離発注、分離分割発注のですね、要項、方針などを整備している自治体が、それ程多くはないんですが、ございますので、その内容を確認を行ってございます。その内容を見ますとですね、分離分割発注のですね、具体的な基準を決めているというよりは、受注機会の確保、それから拡大を推進するための内容となっております。この要領等の中にも記載されてございますけれども、分離分割発注の検討にあたってはですね、利用者の利便性などを考慮した上で、その工事を分離発注することが、経済的な合理性、それから現場の施工性、あるいは効率的な執行によってですね、コスト縮減が諮られるかどうか、などを総合的に十分検討した上で、判断しなければならないというふうに記載されておりますので、これまでの町の工事発注におきまして

も、分離発注を検討する上ではですね、この内容を、と同様の総合的な判断をした上で
すね、決定しているところでございます。要領等の整備につきましては、これらの内容
を踏まえまして、整備するかどうかも含めてですね、指名選考委員会の方で、今後協議
して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。「議長」。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

中々、専門外で、私も十分に、呑み込めてないところもあります。そういう意味で、
ちょっと恐縮ですが、再質問で。後段の方に課長の方でありました、法律や色々、私
も、例えば、官工事法だとかでいうと、まさしく、公共中小の公共事業で、受注機会
の増大をとという部分もあります。もちろん、公共工事のコスト縮減対策、これも色々、指
針も出てたり、品質確保色々あります。ですから、結局、総合的ということになるん
だろうと思ひますが、私は、やはり、いわゆる官工事法、中小の受注機会を、広げる方策
をとということで、法律を作って、で、その具体的な適用は、市町村の方で色々です
から、先程の課長答弁だと思ひますが、結果的に北中学校が一括という、結論が導き出
された部分で、ごめんなさい、例えば安全管理だとかですね、ありました。点数は付け
れないのかも知れませんが、つまり、安全管理は、別に分離だろうと、一括だ
ろうと、当然、業者はきちっとやるだろうと思ひますし、後段言ってたコストだ
とか、合理性だとか、であると思ひんですが、しかし、私なりに、分かりやすく
ですね、こういう点で、一括発注の結論を指名選考委員会ではなつたんだ
ということで、恐縮です。課長。あのちょっと教えてもらえればなど。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

小野寺議員の再質問にご答弁申し上げます。先程のご答弁にもございましたけども、
今回の施工管理につきましては、技術支援を頂くことで、北海道建設技術センターと

すね、技術的な点から検討、コメントを頂いているところでございます。具体的にはですね、施工において、屋根と外壁の接合部の工事につきまして、各工種が連動して作業進めなければならない。これらに係ります工程の調整が非常に面倒であるというふうに聞いてございます。それから、作業エリアがですね、重複することによりまして、特に今回、屋根と外壁ですんで、上下での作業になりますので、安全性の確保の面でも危惧されるということも言われてございます。それから、今回何より、施工場所が学校ということですね、生徒の安全の確保、あるいは学校関係者との連絡調整が非常に重要になって参りますので、何かあった場合のですね、責任の所在が明確にしておく必要がございますので、そういったことも含めて、総合的に判断して一括発注となったところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

(議長)

いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

「室井議員」

「議長」。はい。

(議長)

はい。「室井議員」。

「室井議員」

課長ね、あのきちっと、ちゃんと申し上げた方がいいと思いますよ。ね、例えばですね。今、開発の仕事、北海道の仕事でも、いいですか。安ければいいってもんでないよ。総合評価、ね、よく負ける、入札やって。安く札入れて、総合評価なんですよ。これからの考え方は、それは全て地域貢献から始まってですね、施工技術管理が全部入って、総合評価方式なんですよ。私がこれを仕事だったら、俺は出来る。これ認めないですよ。安いから良いいっても認めないですよ、今。そういうことも、全て含めてですね、総合評価方式の、方式で今考えていることですよ。課長そうですね。そういうこと、きちっとやっぱりね、言って貰わないと困る。こういうこと。それと、もう一つ。分離発注したら、経費割高になりませんか。割高になりますよね。こういうこと、きちっとね、教えた方がいいと思う。ね、20%のものが、25%になる。15%のものが20%になる。そういう、経費も割高になりますんだよ、と。それと、総合管理。誰が責任持つんですか。1つの現場、3社も。話合えばいいってもんでないよ。4社も5社も入ったら。そこはやっぱり、全てね、総合管理ってことは、総合評価っていうのは、すごく大事だということですね、課長、自信持って、堂々と答弁して下さい。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

繰り返しなりますけども、工事の内容、全体をやっぱり考えてですね、工事の発注については考えてたところでございます、当然、今、室井議員おっしゃるとおりですね、分けることによって、経費も高くなりますんで、総合的にやはり判断してですね、中できちっと議論した上で、発注をして行きたいと考えてございますので、ご理解の程、宜しく願い申し上げます。

(議長)

いいですね。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第14号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、議案第15号、財産取得についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第15号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産の買入れについて契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、取得する財産、除雪ドーザー11t級1台、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1,892万円、契約の相手方、檜山郡江差町字愛宕町235番地、有限会社山崎自動車商会、代表取締役、山崎鉄平でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号、財産の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第27、議案第16号、財産取得についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第16号、財産の取得についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格が700万円以上の財産の買入れについて契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、取得する財産、学校校務用ノートパソコン100台、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1,181万5,200円、契約の相手方、檜山郡江差町字本町6番地、株式会社栄電社、代表取締役、池内卓也でございます。

ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第16号、財産取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第28、発議第1号、日本政府核兵器禁止条約参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。よって、発議第1号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第26(正:第29)、発議第2号、2019年(正:度)北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第30、発議第3号、2020年(正:度)地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第31、発議第4号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現に向けて意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第32、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題と致します。

本案について、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することと致しました。

(議長)

日程第33、発議第6号、労働者共同組合法案の早期制定を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第34、発議第7号、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第36(正:35)、発議第8号、児童虐待防止対策のさらなる強化(正:統計改革)を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第8号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第36、発議第9号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・外国(正:国外)移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公平(正:正)に解決するべきとする意見書の提出についてを議題と致します。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

に採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第9号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

発議第9号については、否決されました。

(議長)

日程第37、発議第10号、国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第10号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第10号については、原案のとおり、否決されました。

(議長)

日程第38、発議第11号、給食費無償化を求める意見書の提出を議題と致します。お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第11号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第11号については、否決されました。

(議長)

日程第39、発議第12号、これからの高校づくりに関する指針見直し、機械的な高校統合、統廃合を行われること（正：行わないこと）を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第12号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

ただ今、同数でありますので、私も、賛成、手上げ。

発議第12号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第40、発議第13号、特別支援学級の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制批准（正：標準）の改善を求める意見書の提出議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第13号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

今、同数でございますので、発議第13号については、原案のとおり、決定されました。

(議長)

日程第41、発議第14号。

(議長)

私も、手挙げました。

(議長)

各委員長（正：国連各委員会）沖縄県民を先住民族と認めて保護すべきとの勧告の撤回を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第14号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第4号（正：14号）については、否決されました。

(議長)

日程第42、発議第15号、高齢に伴う難聴者の補聴器の購入に公的助成（正：補助）制度の創設を求める意見書の提出議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第15号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第15号(正：発議第15号)については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第43、発議第16号、子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第16号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、第16号については、否決、何だや。

(事務局長)

もう1回。ちょっと、挙げて頂いて。

(議長)

ちょっと、すいません。きちっと、手を挙げるんだら、手、挙げて下さい。

小野寺議員、ちゃんとして下さい。

(議長)

はい。再開して。何ですか。

(事務局長)

ちょっと、挙げて下さい。

(議長)

ちょっと、挙げて下さい。

賛成の方の挙手。

(事務局長)

同数です。

(議長)

同数。私、賛成。

(議長)

発議第16号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第44、発議第17号、議員の派遣についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、議長を除く全員による発議であります。

従いまして、本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第17号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、発議第17号については、原案のとおり決定されました。

(議長)

以上、本定例会に付議された案件は、全て終了致しました。

会議規則第7条の規定によって、本日と閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従いまして、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで、会議を閉じます。

令和元年第2回江差町議会定例会を閉会致します。

大変、ご苦労さんでした。

協力、ありがとうございます。

閉会 16 : 16

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員